

(6) 環境保全協定

ア 環境保全協定締結工場 (28年3月末現在)

関係市	工場名	所在地	締結年月日	
千葉市	JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)	千葉市中央区川崎町1	22.2.17	
	東京電力フュエル&パワー(株)千葉火力発電所	千葉市中央区蘇我町2-1377	22.2.17	
	JFE鋼板(株)東日本製造所(千葉地区)	千葉市中央区塩田町385-1	22.2.17	
	新東日本製糖(株)本社工場	千葉市美浜区新港36	22.2.17	
	サミット美浜パワー(株)千葉みなと発電所	千葉市美浜区新港35	22.2.17	
	(株)J-オイルミルズ千葉工場	千葉市美浜区新港230	22.2.17	
市原市	美浜シーサイドパワー(株)新港発電所	千葉市美浜区新港228-1	22.2.17	
	昭和電工(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通3	22.2.17	
	キャボットジャパン(株)千葉工場	市原市八幡海岸通3	22.2.17	
	王子コーンスターチ(株)千葉工場	市原市八幡海岸通9	22.2.17	
	DIC(株)千葉工場	市原市八幡海岸通12	22.2.17	
	旭硝子(株)千葉工場	市原市五井海岸10	22.2.17	
	JNC石油化学(株)市原製造所	市原市五井海岸5-1	22.2.17	
	丸善石油化学(株)千葉工場	市原市五井海岸3	22.2.17	
	コスモ石油(株)千葉製油所	市原市五井海岸2	22.2.17	
	東京電力フュエル&パワー(株)五井火力発電所	市原市五井海岸1	22.2.17	
	デンカ(株)千葉工場	市原市五井南海岸6	22.2.17	
	日本曹達(株)千葉工場	市原市五井南海岸12-8	22.2.17	
	KHネオケム(株)千葉工場	市原市五井南海岸11	22.2.17	
	宇部興産(株)千葉石油化学工場	市原市五井南海岸8-1	22.2.17	
	東燃ゼネラル石油(株)千葉工場	市原市千種海岸1	22.2.17	
	東レ(株)千葉工場	市原市千種海岸2-1	22.2.17	
	JSR(株)千葉工場	市原市千種海岸5	22.2.17	
	三井化学(株)市原工場	市原市千種海岸3	22.2.17	
	出光興産(株)千葉製油所	市原市姉崎海岸2-1	22.2.17	
	出光興産(株)千葉工場	市原市姉崎海岸1-1	22.2.17	
	東京電力フュエル&パワー(株)姉崎火力発電所	市原市姉崎海岸3	22.2.17	
	住友化学(株)千葉工場(姉崎地区)	市原市姉崎海岸5-1	22.2.17	
	日本板硝子(株)千葉事業所	市原市姉崎海岸6	22.2.17	
	古河電気工業(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通6	22.2.17	
	日立化成工業(株)五井事業所	市原市五井南海岸14	22.2.17	
	三井造船(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通1	22.2.17	
	三菱製鋼(株)千葉製作所	市原市八幡海岸通1-6	22.2.17	
	三井製糖(株)千葉工場	市原市八幡海岸通2-16	22.2.17	
	京葉モノマー(株)	市原市五井南海岸11-6	22.2.17	
	市原エコセメント(株)	市原市八幡海岸通1-8	22.2.17	
	(株)ベイサイドエナジー市原発電所	市原市五井南海岸8-9	22.2.17	
	市原パワー(株)	市原市八幡海岸通1	27.3.31	
	袖ヶ浦市	住友化学(株)千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9-1	22.2.17
		富士石油(株)袖ヶ浦製油所	袖ヶ浦市北袖1	22.2.17
吉野石膏(株)千葉第一工場		袖ヶ浦市北袖18	22.2.17	
広栄化学工業(株)工場		袖ヶ浦市北袖25	22.2.17	
日産化学工業(株)袖ヶ浦工場		袖ヶ浦市北袖11-1	22.2.17	
日本燐酸(株)		袖ヶ浦市北袖14	22.2.17	
東京電力フュエル&パワー(株)袖ヶ浦火力発電所		袖ヶ浦市中袖2-1	22.2.17	
旭化成(株)川崎製造所千葉工場		袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17	
チヨダウーテ(株)千葉工場		袖ヶ浦市北袖12-1	22.2.17	
吉野石膏(株)千葉第二工場		袖ヶ浦市南袖52	22.2.17	
(株)荏原製作所袖ヶ浦事業所		袖ヶ浦市中袖20-1	22.2.17	
東京瓦斯(株)袖ヶ浦LNG基地		袖ヶ浦市中袖1-1	22.2.17	
(株)中袖クリーンパワー中袖クリーンパワー発電所		袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17	
吉野石膏(株)千葉第三工場		袖ヶ浦市南袖46-48	22.2.17	
エコシステム千葉(株)		袖ヶ浦市長浦拓1号1-51	22.2.17	
日本テクノ(株)袖ヶ浦グリーンパワー		袖ヶ浦市南袖50-1	24.6.29	
(株)新中袖発電所新中袖発電所		袖ヶ浦市中袖5-2	26.8.29	
木更津市	(株)かざきクリーンシステム	木更津市新港17-2	22.2.17	
君津市	君津共同火力(株)君津共同発電所	君津市君津1	22.2.17	
木更津市 君津市 富津市	新日鐵住金(株)君津製鐵所	君津市君津1	22.2.17	
富津市	東京電力フュエル&パワー(株)富津火力発電所	富津市新富25	22.2.17	
	新日鐵住金(株)技術開発本部	富津市新富1	22.2.17	
計			51社60工場	

イ かずさ環境協定締結事業所（28年3月末現在）

立地市	事業所	協定締結日
木更津市	(公財)かずさディー・エヌ・エー研究所	6.6.21
	千葉県かずさインキュベーションセンター	10.12.28
	(独)中小企業基盤整備機構かずさ新事業創出型事業施設 (クリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータ)	12.11.10
	クリエイション・コアかずさ入居者※	
	ソニーイーエムシーエス(株)	25.4.16
	かずさバイオインキュベータ入居者※	
	エイスインターナショナルトレード株式会社	26.3.19
	(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター 生物遺伝資源保存施設、生物遺伝資源開発施設	14.2.13
	スマートソーラー技術研究所(株) かずさソーラーファクトリー	20.8.19
	三愛プラント工業(株)クリーンテック事業本部 かずさクリーンテック事業所	21.7.31
	(株)東京機械製作所かずさテクノセンター	23.4.1
	Green Earth Institute (株) Green Earth 研究所	25.12.24
	(株)エジソンパワー	25.12.24
	荏原実業(株)	26.6.27
	多摩川スカイプレジション(株)	26.10.2
	SUS(株)	28.3.10
君津市	佐藤製菓(株)かずさアカデミア工場	14.3.29
	河村産業(株)かずさ工場	15.5.2
	児玉工業(株)本社工場	17.7.22
	弘洋電子機器(株)かずさアカデミア工場	18.11.1
	日伸精機(株)かずさ工場	20.3.28
	アウレオ(株)かずさ工場	20.6.23
	黒田精工(株)かずさ工場	20.7.14
	IMITE X(株)かずさ研究室	20.12.16
	(株)ドペル	27.2.19

8 (独)中小企業基盤整備機構が設置しているクリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータにおいては、設置者と協定を締結しているほか、入居している各事業所とも個別に締結しています。

(7) 環境関係各種機関設置状況

ア 審議機関等

種類	名称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
審議機関等	千葉県環境影響評価委員会 (環境政策課)	11. 4. 30	千葉県行政組織条例	千葉県環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申する。	学識経験者 18名 (20名以内)
	景観等影響評価専門委員会 (自然保護課)	2. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	知事の諮問に応じ、景観等影響評価に関し意見を述べるほか、景観等影響評価に係る技術的な事項及び知事が必要と認める事項を調査審議する。	学識経験者 (10名)
	千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会 (大気保全課)	5. 2. 18	自動車NOx・PM法	自動車NOx・PM法に基づく特定地域に係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する。	知事、公安委員会委員長、関係市町村の長、関係地方行政機関の長、関係道路管理者、事業者の代表者、住民の代表者 35名以内
	千葉県環境審議会 (環境政策課)	6. 8. 1	環境基本法、自然環境保全法	県の環境保全に関して基本的事項を調査審議する。	県議会議員、学識経験者、住民の代表者、市及び町村の代表者 47名以内 特別委員 6名
	千葉県廃棄物処理施設設置等審議会 (廃棄物指導課)	25. 7. 9	千葉県行政組織条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による意見具申、並びにその他廃棄物処理施設に関する事項等について調査審議する。	学識経験者 7名
	三番瀬専門家会議 (環境政策課)	26. 4. 1	三番瀬専門家会議設置要綱	三番瀬再生計画(第三次事業計画)に基づく事業を推進していくため、学識経験者による科学的な知見が必要となる事項について、専門的な見地から評価・助言を行う。	学識経験者 6名 (10名以内)
	千葉県地質環境対策審議会 (水質保全課)	25. 7. 9	千葉県行政組織条例	地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染の対策に関する重要事項について調査審議すること。	学識経験者 7名 (10名以内)
審査機関 5	千葉県公害審査会 (環境政策課)	46. 3. 15	千葉県行政組織条例 (公害紛争処理法)	公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行う。また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あっせんを行う。	人格が高潔で識見の高い者 15名以内

(注) 定数と現員数に相違ある場合は () 中に定数を示した。

イ 協議・協力機関

(ア) 各県との協議・協力機関

名称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
関東地区地盤沈下調査測量協議会	37. 10. 1	関東地区地盤沈下調査測量協議会規約	地盤沈下調査を担当する関係機関相互の連絡を密にする。	関係 1 1 都県市 国土地理院
全国大気汚染防止連絡協議会	38. 12. 5	全国大気汚染防止連絡協議会規約	大気汚染防止に係る行政相互の協力連携体制の確保とそれに必要な情報交換の円滑化を図る。	47 都道府県及び大気汚染防止法政令市等
関東地方水質汚濁対策連絡協議会	33. 10. 1	関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約	関東地方の主要河川(利根川、荒川、多摩川等)の水質の実態把握、汚濁過程の究明、汚濁防止対策の樹立に資する。	関係 12 都県市 国土交通省 水資源機構
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	50. 3. 25	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会会則	産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整等を行うことにより、産業廃棄物の処理対策の円滑な運営を図る。	関係 10 都県 16 市
東京湾岸自治体環境保全会議	50. 8. 22	東京湾岸自治体環境保全会議規約	東京湾の水質浄化を図るため、関係自治体が協議し、連带的・統一的な施策を推進する。	東京湾岸の 1 都 2 県 6 区 16 市 1 町
首都圏自然歩道連絡協議会	53. 9. 8	首都圏自然歩道連絡協議会規約	会員相互の連絡を密にし、首都圏自然歩道の普及啓発活動を行うとともに利用の促進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
主要都道府県産業廃棄物担当課長会議	55. 11. 12	主要都道府県産業廃棄物担当課長会議会則	産業廃棄物処理対策に関する全国的な共通課題について相互に連絡調整及び調査検討を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、産業廃棄物行政の発展向上に資する。	関係 15 都道府県
関東甲信越静環境活動推進連絡協議会	59. 4. 1	関東甲信越静環境活動推進連絡協議会規約	関東甲信越静7都県の連絡を緊密にし、空き缶等散乱ごみの対策及び環境美化及び3Rの推進を図る。	千葉県、群馬県、東京都、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
九都県市環境問題対策委員会	元. 11. 16	九都県市首脳会議の下部組織として設置	首都圏環境宣言等を踏まえ快適な地域環境を創造し、このことを通じて地球環境の保全に貢献するため九都県市として共同協調して取り組むべき方策について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
九都県市廃棄物問題検討委員会	61. 6. 11	九都県市首脳会議の下部組織として設置	資源循環型社会の構築を目指し、九都県市が共同・協調し、広域的な対応が求められる廃棄物処理に関する方策等について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
全国生活排水対策連絡協議会	55. 9. 2	全国生活排水対策連絡協議会規約	全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図る。	44 都道府県関係部局
関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会	04. 12. 10	関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会規約	関東平野北部における地下水採取による地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るため情報交換、連絡調整を行う。	国土交通省等7省、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、さいたま市

(イ) 県、市町村の協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
千葉県環境衛生促進協議会	37. 6. 5	千葉県環境衛生促進協議会会則	資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃等に関する事業の施策促進を図る。	県、市町村及び一部事務組合
新川汚染防止対策協議会	44. 7. 22	新川汚染防止対策協議会会則	新川及びその支川の水質保全及び汚染防止を図るとともに、良好な河川環境を維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	県、関係3市町、関係団体
印旛沼水質保全協議会	46. 8. 28	印旛沼水質保全協議会会則	印旛沼の水質及び生活環境の保全を図る。	県、関係13市町、関係団体等
栗山川汚染防止対策協議会	47. 6. 10	栗山川汚染防止対策協議会会則	栗山川及びその支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	県、関係6市町村、関係団体等
九十九里地域地盤沈下対策協議会	47. 6. 14	九十九里地域地盤沈下対策協議会規約	九十九里地域の地盤沈下に伴う被害を未然に防止し、地域の健全な発展と地域住民の福祉の増進に資する。	県、関係14市町村
夷隅川等浄化対策推進協議会	48. 9. 26	夷隅川等浄化対策推進協議会規約	夷隅川等河川に関係する企業及び組合等が一体となり、浄化対策を積極的に図るとともに地域住民の生活環境保全に寄与する。	県、関係4市町 県関係企業 団体等
手賀沼水環境保全協議会	50. 2. 18	手賀沼水環境保全協議会会則	手賀沼及びその流域の総合的な水環境保全について必要な対策を協議・推進し、恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。	県、関係7市、関係団体
千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会	58. 5. 16	千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会設置運営要領	美しいふるさとづくり運動推進要綱に基づき、県民運動を一体的、かつ円滑に推進する。	県、各種団体
美しい作田川を守る会	60. 1. 30	美しい作田川を守る会会則	作田川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	県、関係4市町、関係団体等
黒部川貯水池水質保全対策協議会	06. 10. 21	黒部川貯水池水質保全対策協議会規約	黒部川貯水池の水質保全に関し、関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、水質保全の各種施策の円滑な推進に寄与する。	県、関係3市町、関係団体
高滝ダム貯水池水質保全対策協議会	63. 7. 18	高滝ダム貯水池水質保全対策協議会規約	高滝ダム貯水池の水質保全に関して関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、各種対策の推進に寄与する。	県、関係2市町
一宮川等流域環境保全推進協議会	03. 4. 23	一宮川等流域環境保全推進協議会会則	一宮川及び支川の水質と環境を保全し、汚濁防止を図り、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	県、関係7市町、関係団体等
美しい木戸川を守る会	04. 5. 27	美しい木戸川を守る会会則	木戸川及び支川の水質と環境を保全し、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し所要事業を行うとともに住民の意識高揚を図る。	県、関係5市町村、関係団体

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構 成
県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議	10. 4. 1	県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議設置要綱	県立九十九里自然公園車両乗入れ規制における効果的な乗入れ防止対策の推進を図る。	県関係課長等 7名 関係市町村 9名
石綿（アスベスト）対策連絡会議	18. 3. 1	千葉県内における建築物等の解体工事に係る石綿の飛散及びばく露防止に関する協定	石綿を取り扱う建築物等の解体工事に伴う労働者の健康被害の発生及び周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図る。	千葉労働局 県 関係6市
海匝地域北東部地下水保全対策協議会	19. 1. 18	海匝地域北東部地下水保全対策協議会設置要領	海匝地域北東部の地下水保全に関する適切かつ総合的な対策を推進する。	県 関係2市 関係団体等
養老川水質汚染問題連絡会議	11. 8. 25	養老川水質汚染問題連絡会議運営要領	廃棄物物理立跡地から養老川へ汚染物質が流入している問題に関し、汚染拡大防止の対策を検討・実施する。	県 市原市
千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議	14. 11. 21	千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議規約	地質調査資料の収集・管理及び公開の実施並びに地質環境インフォメーションバンクの円滑な運営を図る。	県 千葉市外3市町
千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会	02. 9. 11	千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会設置要領	湖沼の水質浄化を図るため、湖沼水質保全計画等の策定及び推進を図る。	県関係課長及び県環境研究センター長等17名 市町16名
千葉港市原地先（市原港）の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議	14. 12. 24	千葉港市原地先（市原港）の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議設置要綱	市原港内の高濃度のダイオキシン類に汚染された底質の環境修復に向けて、関係機関との調整を図る。	委員（関係課長、関係出先機関の長、関係市）7名 オブザーバー（国の関係機関）2名

（ウ）県庁内の協議機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構成
美しいふるさとづくり運動推進連絡会議	58. 4. 1	美しいふるさとづくり運動推進連絡会議設置要領	美しいふるさとづくり運動を一体的かつ円滑に推進する。	委員（関係部長等）13名 幹事（関係課長等）19名
地下水汚染対策連絡会	59. 11. 22	地下水汚染対策連絡会設置要領	地下水汚染対策に関し、関係部局相互の連絡調整を図り総合的な対策を推進する。	関係課長 11名
千葉県廃棄物処理施設設置等協議会	61. 4. 1	千葉県廃棄物処理施設設置等協議会要領	廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、調査審査する。	関係課長等 34名
千葉県環境基本計画推進会議	19. 3. 16	千葉県環境基本計画推進会議設置要綱	千葉県環境基本計画の推進を図るため、計画の策定、見直しや推進に関する事項を検討する。	会長：知事 委員：副知事、各部局長
自然公園等における建築物等対策協議会	02. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	自然公園内における建築物等の建設に関し、実施する事前協議において審査及び調整等を行う。	委員（関係課長）20名
千葉県ヤマビル等被害対策会議	04. 7. 20	千葉県ヤマビル等被害対策会議設置要領	ヤマビル・マダニ被害の軽減を図るため、県庁関係機関が行う調査研究等を効果的に進めるとともに、駆除実行体制の整備を図ることを目的として必要な協議を行う。	委員（関係課長）17名
千葉県環境学習推進連絡会議	05. 1. 8	千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱	千葉県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進する。	関係課長、室長 23名
東京湾青潮等調査連絡会議	07. 1. 12	東京湾青潮等調査連絡会議設置要領	東京湾の青潮等水質悪化事象について、各部局相互の情報交換、連絡調整を図り、改善関連施策の検討を行う。	会長：環境生活部次長 関係課副課長等 10名
東京湾総量削減計画連絡会議	12. 6. 15	東京湾総量削減計画連絡会議設置要綱	東京湾における富栄養化防止等の水質保全に関し、総量削減計画の推進等を協議する。	会長：環境生活部次長 関係課長 15名
バイオマス庁内連絡会議	15. 7. 14	バイオマス庁内連絡会議設置要綱	バイオマスの利活用促進に関して関係各課が意見の交換、施策の検討を行う。	会長 副知事 委員 関係部長 6名 幹事 関係課長 26名
千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議	16. 2. 18	千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議設置要綱	千葉県三番瀬再生計画の策定及び策定に係る重要事項の審議並びに各部局間の総合的な調整、計画に掲げられた事業の推進を図る。	会長：副知事 委員：関係部長等 6名 幹事：関係課長等 19名
千葉県使用済自動車適正処理協議会	16. 6. 9	千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱	使用済自動車の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期する。	委員（関係課長、関係出先機関の長）32名

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構成
千葉県アスベスト問題対策会議	17. 9. 22	千葉県アスベスト問題対策会議設置要綱	アスベスト問題に係る専門的・横断的な施策・方針の決定並びに実施。	会長：環境生活部長 関係部局長 12名
千葉県省エネルギー等対策推進本部	23. 4. 20	千葉県省エネルギー等対策推進本部設置要綱	東日本大震災に伴う県内の電力供給不足に対応するとともに、省エネルギー・新エネルギーの一層の推進を図る。	本部長：知事 副本部長：副知事 本部長：各部局長
千葉県自動車環境対策推進連絡調整会議	23. 11. 1	千葉県自動車環境対策推進連絡調整会議設置要領	千葉県における自動車環境対策を推進する。	委員（関係課長）18名

(8) 市町村における環境保全活動

ア 市（町村）民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の都市宣言	豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。S59年10月20日
銚 子 市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的効果、市民のゴミに対する意識の高揚を図る。H7年6月29日
木 更 津 市	木更津市民憲章	ふるさと木更津に限りない愛情と誇りを持ち、力強く明るいまちづくりをすすめるため、市民憲章を定めます。S62年11月4日
市 原 市	不法投棄絶滅宣言	市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。H12年7月5日
八 千 代 市	緑の都市宣言	本市が緑に囲まれた潤いのあるまちづくりを目指し、緑地の保全と緑化の推進の基本的な理念を表す。S62年5月23日
君 津 市	君津市民憲章	豊かな伝統と、明るい未来をもつわたくしち君津市民はたがいに手を取りあい、やすらぎのある住みよいまちをつくる。S51年10月1日
富 津 市	富津市民憲章	美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。S49年10月1日
袖 ケ 浦 市	環境保全都市宣言	「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。H3年6月14日
白 井 市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、市民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的としてH8年10月6日に宣言を行った。
大 網 白 里 市	環境都市宣言	住民・事業者・行政が協働して環境と活力の調和した快適なまちを創り、次代に引き継ぐことを市民全員の恒久的共通認識とし、これまで以上に地球環境保全に取り組むための機運を熟成させるため、環境都市を宣言。H22年9月1日

イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境基本条例	H6. 12. 21 H22. 3. 23 最終改正
銚 子 市	銚子市環境基本条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境基本条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境基本条例	H9. 3. 31
館 山 市	館山市環境基本条例	H15. 12. 24
野 田 市	野田市環境基本条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市環境基本条例	H9. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H8. 12. 24
東 金 市	東金市環境基本条例	H12. 12. 27
旭 市	旭市環境基本条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境基本条例	H11. 9. 28
柏 市	柏市環境基本条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境基本条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市環境基本条例	H13. 7. 2
八 千 代 市	八千代市環境基本条例	H10. 11. 24
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ケ 谷 市	鎌ケ谷市環境基本条例	H20. 3. 24
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境基本条例	H15. 10. 1

市町村名	名 称	制定日
四 街 道 市	四街道市環境基本条例	H9. 9. 29
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境基本条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境基本条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市環境基本条例	H12. 6. 30
富 里 市	富里市環境基本条例	H11. 3. 25
南 房 総 市	南房総市環境基本条例	H19. 12. 21
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境基本条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境基本条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市環境基本条例	H14. 3. 29
栄 町	栄町環境基本条例	H10. 12. 11
東 庄 町	東庄町環境基本条例	H15. 3. 7
九 十 九 里 町	九十九里町環境基本条例	H26. 12. 17
一 宮 町	一宮町環境基本条例	H18. 3. 14
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
大 多 喜 町	大多喜町環境基本条例	H8. 12. 19
御 宿 町	御宿町環境保全条例	S48. 6. 27

【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境保全条例	H7. 10. 2 H22. 3. 23 改正
銚 子 市	銚子市環境保全条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境保全条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境保全条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市公害防止条例	S47. 10. 2 H13. 3. 30 改正
木 更 津 市	木更津市環境保全条例	H12. 12. 20
松 戸 市	松戸市公害防止条例	S47. 4. 1
野 田 市	野田市環境保全条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市公害防止条例	S47. 3. 30
佐 倉 市	佐倉市環境保全条例	H11. 9. 30
東 金 市	東金市環境保全条例	H13. 3. 7
旭 市	旭市環境保全条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境保全条例	S45. 4. 1
柏 市	柏市環境保全条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境保全条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市生活環境保全条例	H10. 3. 23
流 山 市	流山市公害防止条例	S47. 6. 20
八 千 代 市	八千代市公害防止条例	S47. 4. 1
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47. 10. 5
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境保全条例	H20. 12. 25
四 街 道 市	四街道市公害防止条例	S47. 12. 21
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境保全条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境保全条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市公害防止条例	S46. 12. 22
富 里 市	富里市公害防止条例	S47. 7. 4
南 房 総 市	南房総市公害防止条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市環境保全条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境保全条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市公害防止条例	H18. 3. 27

市町村名	名 称	制定日
い す み 市	いすみ市環境保全条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市環境保全条例	H16. 6. 15
酒 々 井 町	酒々井町公害防止条例	S51. 6. 25
栄 町	栄町環境保全条例	H10. 12. 11
神 崎 町	神崎町公害防止条例	S47. 7. 10
多 古 町	多古町公害防止条例	S47. 5. 13
東 庄 町	東庄町公害防止条例	S47. 3. 17
九 十 九 里 町	九十九里町公害防止条例	S48. 3. 13 H7. 12. 15 改正
芝 山 町	芝山町公害防止条例	S47. 6. 16
横 芝 光 町	横芝光町公害防止条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町環境保全条例	H18. 4. 1
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
白 子 町	白子町公害防止条例	S47. 3. 17
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
長 南 町	長南町公害防止条例	S46. 12. 20
大 多 喜 町	大多喜町環境保全条例	H8. 12. 19
鋸 南 町	鋸南町公害防止条例	S47. 3. 2

【土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 9. 24 H28. 3. 22 改正
銚 子 市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 10. 7 H26. 1. 1 改正
市 川 市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 6. 25
船 橋 市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 12. 27 H27. 12. 28 改正
館 山 市	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H 元. 3. 28 H27. 3. 23 改正
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 20 H22. 3. 20 改定
野 田 市	野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
茂 原 市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H16. 3. 31 H26. 3. 20 改正
佐 倉 市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H9. 3. 28(当初) H17. 12. 26 改正
東 金 市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 9. 30 H25. 3. 1 改正
旭 市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 7. 1 H28. 3. 23 改正
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 12. 24
柏 市	柏市土砂等埋立て等規制条例	H19. 12. 26 H27. 3. 25 改定
勝 浦 市	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 6. 27
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H9. 9. 17
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 30
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 12. 25 H27. 3. 24 改正
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 22
君 津 市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25 H24. 3. 28 改正
富 津 市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 3. 25 H27. 6. 2 改正
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 2. 12 H27. 3. 30 改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
八 街 市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 3. 25

市町村名	名 称	制定日
印 西 市	印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 3. 27
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 9. 17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H9. 12. 24
南 房 総 市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑛 市	匝瑛市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
酒 々 井 町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 3. 18
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 3. 17
神 崎 町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H16. 6. 15
多 古 町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 3. 16
東 庄 町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 9. 21
九 十 九 里 町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 6. 12 H12. 3. 22 改正
芝 山 町	芝山町残土等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
横 芝 光 町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 4. 1
睦 沢 町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 3. 23
長 生 村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 3. 9
白 子 町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 3. 17
長 柄 町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 1. 1
長 南 町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 17
大 多 喜 町	大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H9. 12. 24
御 宿 町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H9. 12
鋸 南 町	鋸南町土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積に関する条例	H9. 3. 19 H27. 3. 6 改正

【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	H22. 12. 21
市 川 市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	H15. 9. 22 H21. 9. 24 改定
船 橋 市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H16. 3. 31
館 山 市	館山市まちをきれいにする条例	H10. 3. 31
木 更 津 市	木更津市まちをきれいにする条例	H8. 3. 29 H26. 12. 17 改正
松 戸 市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	H15. 12. 19
野 田 市	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例	H27. 4. 1
茂 原 市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H8. 12. 27
東 金 市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H12. 12. 27
旭 市	旭市環境美化推進に関する条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	H14. 12. 27
柏 市	柏市ポイ捨て等防止条例	H9. 3. 28 H16. 12. 24 改正
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26
市 原 市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H9. 3. 18
流 山 市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H14. 6. 28
八 千 代 市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10. 3. 25
我 孫 子 市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H9. 6. 26 H16. 12. 28 改正
鴨 川 市	鴨川市まちをきれいにする条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	H17. 9. 30
君 津 市	君津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 31
富 津 市	富津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 27
浦 安 市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H9. 3. 31

市町村名	名 称	制定日
四 街 道 市	四街道市まちをきれいにする条例	H11. 3. 30 H24. 6. 29 改正
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H9. 3. 28
八 街 市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10. 6. 29
印 西 市	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	H19. 9. 21
白 井 市	白井市まちをきれいにする条例	H14. 9. 24
富 里 市	富里市ポイ捨て防止条例	H12. 3. 27 H19. 9. 9 改正
南 房 総 市	南房総市環境美化推進に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市まちをきれいにする条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境美化条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例（第2章に制定）	H22. 3. 23
神 崎 町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13. 12. 18
多 古 町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12. 12. 20
東 庄 町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10. 3. 12
九 十 九 里 町	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25 H27. 3. 12 改正
芝 山 町	芝山町をきれいにする条例	H13. 6. 18
横 芝 光 町	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	H19. 3. 15
一 宮 町	一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例	H27. 3. 16
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10. 6. 26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H8. 6. 11
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H6. 9. 27
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H6. 12. 8

【水源保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
銚 子 市	銚子市環境保全条例（条例の第3章第4節に水道水源の保護に関する規制について定めています）	H13. 9. 27
木 更 津 市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H6. 12. 22 H23. 12. 20 改正
市 原 市	市原市水道水源保護条例	H7. 3. 31
君 津 市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7. 6. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例	H7. 3. 30
南 房 総 市	南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H18. 3. 20
神 崎 町	神崎町水道水源保全条例	H13. 3. 19
多 古 町	多古町水道水源保全条例	H13. 12. 18
長 柄 町	長柄ダム水質保護条例	H8. 10. 1
御 宿 町	御宿町水源水質保全条例	H14. 10. 9

【自然保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
船 橋 市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48. 9. 29
松 戸 市	松戸市緑の条例	H12. 3. 29
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19. 4. 1
	野田市野生動植物の保護に関する条例	H27. 7. 1
習 志 野 市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47. 7. 4
市 原 市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市緑化推進及び保全に関する条例	S48. 3. 30
八 千 代 市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50. 4. 1
君 津 市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S52. 4. 1
四 街 道 市	四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	S60. 9. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H6. 3. 25
	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49. 6. 21

【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境影響評価条例	H10. 9. 24、H26. 3. 20改正
	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H5. 3. 26、H27. 12. 21改正
	千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H19. 12. 19
	千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H19. 12. 19
銚 子 市	銚子市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H7. 3. 17
市 川 市	市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例	H17. 3. 30
	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
船 橋 市	船橋市環境共生まちづくり条例	H7. 6. 27
	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H20. 3. 31、H24. 12. 28改正
	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16. 3. 31、H23. 3. 31改正
	船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H20. 3. 31
	船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H20. 9. 30
松 戸 市	川をきれいにする条例	H5. 4. 1
茂 原 市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63. 3. 24
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	H15. 3. 14
	佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例	H16. 3. 26
習 志 野 市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H5. 12. 24
	空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43. 10. 15
柏 市	柏市産業廃棄物不適正処理防止条例	H19. 12. 26
	柏市硫酸ピッチ生成禁止条例	H20. 3. 27
	柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例	H19. 12. 26
	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13. 9. 28
	柏市不法投棄対策条例	H19. 3. 28
	柏市地球温暖化対策条例	H19. 3. 28
	あき地の雑草等の除去に関する条例	S54. 3. 26
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26
市 原 市	市原市放置自動車の処理に関する条例	H17. 12. 19
	市原市雑草等の除去に関する条例	H19. 3. 15
	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	H6. 7. 5
流 山 市	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 30
	流山市空き地の雑草等の除去に関する条例	H24. 3. 30
八 千 代 市	八千代市あき地に係る雑草等の除去に関する条例	S55. 3. 31
	八千代市不法投棄防止条例	H14. 3. 26
	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H5. 12. 24
我 孫 子 市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11. 4. 1
	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例	S47. 12. 25、H13. 12. 28改正
	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	S55. 9. 30、H24. 12. 28改正
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 31
	鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例	H5. 12. 22
君 津 市	君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H7. 9. 11、H27. 3. 30改正
	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 25、H24. 12. 19改正
浦 安 市	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 29
四 街 道 市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H9. 12. 22
	四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	H元. 3. 28、H16. 3. 31改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46. 11. 3
	袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
八 街 市	八街市あき地の管理の適正化に関する条例	S47. 3. 11
印 西 市	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8. 3. 26
白 井 市	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6. 12. 22
	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H元. 3. 11
富 里 市	富里市雑草の除去に関する条例	H6. 3. 25
	富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 7. 4、H18. 3. 22改正

市町村名	名 称	制定日
南 房 総 市	南房総市空き地の雑草等の除去に関する条例	H20. 12. 22
	南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 20、H25. 12. 19改正
香 取 市	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例	H19. 3. 26
	香取市生活環境向上施策推進基金条例	H26. 3. 25
山 武 市	山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 12. 5
	いすみ市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例	H22. 3. 23
酒 々 井 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S47. 9. 29
栄 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S62. 3. 16
	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H10. 6. 24
神 崎 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S52. 3. 12
	神崎町放置自動車の処理に関する条例	H18. 3. 8
多 古 町	あき地の雑草等の除去に関する条例	S52. 6. 18
	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 6. 14
九 十 九 里 町	九十九里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H10. 12. 11、H15. 12. 12改正
	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25、H27. 3. 12改正
芝 山 町	芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H2. 3. 19
横 芝 光 町	横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例	H18. 3. 27
長 生 村	長生村空き地等の環境保全に関する条例	H13. 9. 28
	長生村空家等の適正管理に関する条例	H28. 3. 14
長 南 町	長南町を住みよくなる条例	S48. 6. 25
鋸 南 町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H2. 3. 6

【環境基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境基本計画	H7. 3 H23. 3 新計画策定
銚 子 市	銚子市環境基本計画	H16. 3
市 川 市	第二次市川市環境基本計画	H24. 3
船 橋 市	船橋市環境基本計画	H9. 3 H23. 3 改定
	船橋市一般廃棄物処理基本計画	H19. 3. 23 H24. 2改定
館 山 市	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10. 5 H24. 3 改定
木 更 津 市	第2次木更津市環境基本計画	H15. 3. 31 H28. 3
松 戸 市	松戸市環境計画	H10. 4
野 田 市	野田市環境基本計画	H11. 3 H23. 3 新計画策定
成 田 市	成田市環境基本計画 中間見直し	H26. 3
佐 倉 市	佐倉市環境基本計画	H10. 3
東 金 市	東金市環境基本計画	H13. 3. 30
旭 市	旭市環境基本計画	H19. 3
習 志 野 市	習志野市環境基本計画	H19. 3
	習志野市新エネルギービジョン	H19. 2
柏 市	柏市環境基本計画(第三期)	H9. 3. 31 H28. 3 改定
勝 浦 市	勝浦市環境基本計画	H15. 3. 31 H25 年度～新計画
市 原 市	市原市環境基本計画	H18. 3. 31
流 山 市	第2次流山市環境基本計画	H27. 3
八 千 代 市	八千代市第2次環境保全計画	H23. 3
我 孫 子 市	我孫子市環境基本計画	H13. 3 H24. 5 改訂
鴨 川 市	鴨川市環境基本計画	H19. 3
	一般廃棄物処理基本計画	H18. 3 H24. 3 改訂
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市第二次環境基本計画	H25. 3
君 津 市	君津市環境基本計画	H17. 3 H27. 3 改訂
	君津市一般廃棄物処理基本計画	H21. 3 H26. 3 改訂
富 津 市	富津市環境基本計画	H19. 5. 1
浦 安 市	浦安市第2次環境基本計画	H26. 3
四 街 道 市	第2次四街道市環境基本計画	H26. 6
	四街道市一般廃棄物処理基本計画	H21. 3
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境基本計画	H15. 3. 31 H25. 8 改訂
印 西 市	印西市環境基本計画	H15. 3. 31 H25. 3 新計画策定
白 井 市	白井市第2次環境基本計画	H24. 4
富 里 市	富里市環境基本計画	H14. 4. 1 H24. 4 新計画策定
南 房 総 市	南房総市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H20. 3 H24. 3 新計画策定
	南房総市環境基本計画	H22. 3
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本計画	H23. 3. 8
香 取 市	香取市環境基本計画（中間見直し）	H26. 3
大 網 白 里 市	大網白里市環境基本計画	H18. 10. 1
御 宿 町	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10. 3. 27

【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉県緑と水辺のまちづくりプラン	H9. 12 H24. 3 新計画策定
市 川 市	市川市みどりの基本計画	H16. 3
船 橋 市	船橋市緑の基本計画	H9. 3 H19. 10 改定
木 更 津 市	木更津市みどりの基本計画	H24. 4
松 戸 市	松戸市緑の基本計画	H10. 12 H21. 3 改定
成 田 市	成田市緑の基本計画	H9. 7 H22. 3 新計画策定
習 志 野 市	習志野市緑の基本計画	H19. 3 H27. 3 改定
柏 市	柏市緑の基本計画	H8. 3 H21. 6 改定
市 原 市	市原市緑の基本計画	H21. 3
流 山 市	流山市緑の基本計画	H18. 3. 31
八 千 代 市	八千代市緑の基本計画	H15. 3
我 孫 子 市	我孫子市緑の基本計画（改定版）	H26. 6. 6
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市緑の基本計画	H15. 2
君 津 市	君津市緑の基本計画	H15. 3
浦 安 市	浦安市緑の基本計画	H17. 4. 1 H26. 9 改定
四 街 道 市	四街道市みどりの基本計画	H18. 1
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H7. 3
印 西 市	印西市緑の基本計画	H12. 3
白 井 市	白井市緑の基本計画	H9. 8
富 里 市	富里市緑の基本計画	H16. 3
大 網 白 里 市	大網白里市緑の基本計画	H15. 3. 18 H21. 3 改訂
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12. 3

ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉県地球温暖化対策実行計画 （千葉県再生可能エネルギー等導入計画）	市内における温室効果ガスの排出抑制と吸収源の保全に向けた計画として策定した「千葉県地球温暖化対策実行計画（H24年3月）」について、国内外における地球温暖化対策に対する動向を踏まえ、改定に向けた協議・検討を実施した。 また、「再生可能エネルギー等導入計画（H25年3月）」により、再エネの普及・促進に努めている。
	千葉県地球環境保全協定	事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進など、地球環境に配慮した取組を実践してもらう。
	ちばしエコライフカレンダー	家庭において、地球温暖化対策や環境保全に対する意識を高めていただくため、身近な取組事例や環境家計簿機能を盛り込んだ「ちばしエコライフカレンダー」を作成・配布した。
	地球温暖化防止アドバイザー制度	地球温暖化防止に関する意識の高揚及び地球環境保全活動の推進を図るため、市民団体等が主催する学習会に地球温暖化防止アドバイザーを派遣した。
	住宅用再生可能エネルギー等設備設置費助成事業	市内の自らが居住する住宅に再生可能エネルギー等設備を設置する方にその費用の一部を助成する。システム1件につき1～20万円。
	事業用太陽熱利用給湯システム設置費助成事業	市内の高齢福祉施設等に太陽熱利用給湯システムを設置する当該事業者にその費用の一部を助成する。設置費の1/3上限100万円。
銚 子 市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	1kW 当たり2万円で上限3.5kW、7万円までとする。

市町村名	名称	内容
市川市	環境保全協定	事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取組を示した細目協定からなる。H27年度末現在65事業所と協定を締結している。
	市川市環境活動推進委員（エコライフ推進員）制度	市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。
	第二次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編（暫定版））	市の施設から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を目的とした計画で、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進している。（H25年3月策定）
	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	H12年度から実施。住宅用太陽光発電システムの普及促進を図るため、設置費の一部を助成している。補助金額は出力値1kWあたり1万5千円（上限6万円）。
	住宅用省エネルギー設備設置助成事業	H25年度から実施。 新エネルギー設備や高効率エネルギー機器の普及促進のため、設置費の一部を助成している。 ＜補助金額＞ ・家庭用燃料電池システム 上限100,000円 ・定置用リチウムイオン蓄電池システム 上限100,000円 ・エネルギー管理システム 上限10,000円 ・電気自動車充電設備 上限50,000円 ・太陽熱利用システム 上限50,000円
	公共施設への再生可能エネルギーの導入	公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギーシステムを導入し、環境学習や市民への啓発に活用している。
	市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H20年度に策定した市川市地球温暖化対策推進プランを、H27年度に改定。計画では、H32年度までにH25年度比で市域の二酸化炭素排出量を15%削減する目標を掲げ、市民、事業者、行政の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進するとしている。
船橋市	船橋市地球温暖化対策実行計画（ふなばしエコオフィスプラン）	市事務事業における温室効果ガスの発生抑制のため、温対法に基づく実行計画としてH27年11月に改正し、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入などを推進している。
	船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくものとして、H24年3月に策定。温室効果ガスをH2年度比でH26年度までに50%減を目標に8つの施策の柱を設定し、市民、事業者、市の役割分担により推進している。
	住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金	H21年度から実施。太陽光発電システム2万円/kW 上限8万円、エネファーム10万円、定置用リチウムイオン蓄電池システム10万円、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）1万円、電気自動車充電設備5万円、太陽熱利用システム5万円。
	共同住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H26年度から実施。市内の共同住宅の共有部分に供給するために設置されたものが対象。2万円/kW 上限19万8千円。
	環境家計簿「ふなばしエコノート」	電気とガスの使用量から、家庭での二酸化炭素排出量を簡単に計算し、地球温暖化防止への意識を深めてもらうため、環境家計簿「ふなばしエコノート」を出前講座等で配布している。
	船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣制度	市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会等に指導員又は講師として船橋市地球温暖化防止推進員を派遣している。
	緑のカーテンの促進	地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテンづくりができるよう、ゴーヤの苗3,600株を配布。市民等による取組を表彰する緑のカーテンコンクールを実施している。
	公共施設への省エネ・新エネ設備の導入	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギー型の設備に更新するなどの改修事業を行っている。
	船橋市再生可能エネルギー等導入方針	市公共施設等への再エネや省エネ設備の具体的な導入手順や時期を明らかにすることで、積極的な導入を推進し、もって地球温暖化防止、エネルギーの有効活用及び地域の防災対策に貢献することを目的にH27年3月に策定。
	館山市	館山市バイオマスタウン構想
館山市地域新エネルギービジョン		H15年2月策定。地域内に存在し利活用が期待される太陽光や風力などの自然エネルギーをはじめとする「新エネルギー」の導入促進の基本方針としている。
館山市地域新エネルギー詳細ビジョン		H16年2月策定。学社融合によるエコスクール事業を中心に、太陽光発電などの導入が学校から地域へと普及拡大することを目指している。
館山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金		H25年10月1日策定の、館山市住宅用省エネルギー設備設置費補助金と一本化した。
木更津市	第二次木更津市地球温暖化対策実行計画	H20年3月31日策定。本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。
松戸市	松戸市地球温暖化対策実行計画	市民、事業者、行政が一体となって温室効果ガス削減に向けて取組むべき内容を記載したもの。従来の区域施策編と事務事業編を統合し、H28年3月に策定。
	松戸市環境マネジメントシステム規格認証取得費補助金	環境マネジメントシステム（ISO14001・エコアクション21・KES・エコステージ等）の認証を取得する市内中小企業者に対し、補助金を交付。H21年度より実施。一補助対象事業者あたり50,000円の補助
	松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金	電気自動車及び燃料電池自動車を導入（購入・リース）する個人及び事業者に対し、電気自動車一台あたり3万円、燃料電池自動車一台あたり5万円を上限に補助。電気自動車はH22年度、燃料電池自動車はH27年度から実施。
	子どもエコクラブ支援事業	H12年度から実施。環境省の支援を受け、（公財）日本環境協会が全国規模で展開している環境活動のクラブ育成事業の地方事務局として情報提供など活動を支援する。H27年度 登録人数268人。
	松戸市住宅用省エネルギー設備設置促進事業	住宅用太陽光発電システムはH21年、その他省エネ施設はH25年10月から（エネルギー管理システム及び太陽熱利用システムはH27年度から）実施。各省エネ設備の普及促進を図るため、H27年度は住宅用太陽光発電システムは出力1kWあたり2万円（上限8.5万円）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電池システムは各最大10万円、電気自動車充電設備は最大5万円、エネルギー管理システム（HEMS）は最大1万円、太陽熱利用システムは最大5万円を補助。
	燃料電池自動車用水素供給設備設置補助金	市内に燃料電池自動車用水素供給設備を設置するものに対して30万円を上限に補助。H27年から実施。

市町村名	名 称	内 容
野 田 市	野田市地球環境温暖化対策実行計画	H19年4月策定(H24年8月新計画策定)。地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。
	野田市住宅用省エネルギー設備設置補助金	住宅用省エネルギー設備の導入促進及び環境に配慮したエネルギー源の有効利用のため、省エネルギー設備を設置した方へ設置費用を一部補助。太陽光発電システム1キロワットあたり2万円(上限7万円)、家庭用燃料電池システム(エネファーム)10万円、定置用リチウムイオン蓄電池システム10万円、電気自動車等充電設備5万円、太陽熱利用システム5万円
茂 原 市	茂原市地球温暖化対策実行計画	H19年4月1日策定。市役所の事務・事業により排出される温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出量を、H15年度を基準年とし、H23年度までに7%削減することを目標。
	住宅用省エネルギー設備等促進事業	H27年4月1日から実施。住宅用省エネルギー設備等を設置した市民に対し、経費の一部を補助。太陽光発電システム(出力1kWあたり2万円、上限7万円)、家庭用燃料電池システム(上限10万円)、定置用リチウムイオン蓄電池システム(上限10万円)、エネルギー管理システム(上限1万円)、電気自動車充電設備(上限5万円)。
成 田 市	成田市環境保全率先実行計画	H14年3月策定(H20年3月第2次計画策定、H25年3月第3次計画(成田市役所エコオフィスアクション)策定)市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。
	環境家計簿N A R I T A	H20年1月作成。市のホームページで公開するとともに、窓口やイベント等開催の際に配布。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	環境負荷の低減を図り、地球温暖化防止等環境の保全に資することを目的として、住宅用省エネルギー設備を新たに設置した市民に対し、補助金を交付する。(H21年10月から実施) ・住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの最大出力1kWあたり3万円(上限12万円)。(H25年10月から実施) ・住宅用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) 1設備あたり上限額10万円を補助 ・住宅用定置用リチウムイオン蓄電池 1設備あたり上限額10万円を補助 ・住宅用エネルギー管理システム機器(HEMS) 1設備あたり上限額1万円を補助 ・住宅用電気自動車等充電設備 1設備あたり上限額5万円を補助 H27年度まで。
	省エネナビ市民モニター	家庭の電気使用量や排出CO2を計測する「省エネナビ」と「エコワット」を希望する市民に貸し出し。10台まで。
	成田市地球環境保全協定	H25年4月から実施。温暖化などの地球環境問題への対策として、事業者と市で協定を締結し、協働して環境保全活動を実施する。
佐 倉 市	環境家計簿	電気・ガス・ガソリンなどの使用量やごみの排出量から、家庭の二酸化炭素排出量を算出。市ホームページで公開するほか、イベント等で配布。
	佐倉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	H20年3月策定の「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、H28年3月策定。市域から排出される温室効果ガスの排出抑制のため、市民・事業者・市が取り組む施策等について定める。
	佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	H26年3月策定。佐倉市役所の事務及び事業において温室効果ガス排出量の削減に取り組むための法定計画。
	佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	太陽光発電システム(出力1kWあたり2万円、上限7万円)、家庭用燃料電池システム(10万円)、定置用リチウムイオン蓄電池システム(10万円)、エネルギー管理システム(1万円)、電気自動車等充電設備(5万円)、太陽熱利用システム(5万円)に対する補助。
	エコライフ推進員	市から委嘱された推進員(15名以内)が、市の施策への協力や自らの日常生活において、地球温暖化防止活動を行う。
東 金 市	東金市地球温暖化対策実行計画	H12年11月に策定。東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画。
	東金市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。住宅用太陽光発電システムの出力1kWあたり2万円(上限8万円)の補助
旭 市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	H20年3月策定。H26年3月改定。 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。
	旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金	H26年4月1日改正。省エネ型社会の実現及び自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、太陽光発電システム(2万5千円/1kW、上限10万円)、家庭用燃料電池システム(上限10万円)、定置用リチウムイオン蓄電池システム(上限10万円)、エネルギー管理システム(上限1万円)、電気自動車充電設備(上限5万円)へH27年度まで補助
習 志 野 市	習志野市地球温暖化防止実行計画	H21年10月策定。地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた実行計画を策定。
	習志野市地球温暖化対策地域推進計画	H21年6月策定。国や県の地球温暖化対策・施策と連携して、温室効果ガスの排出削減のための総合的、計画的な施策を策定し、市民・事業者・市が主体的に地球温暖化防止を推進していく。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	H21年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し、経費の一部を補助。1kWあたり2.5万円、上限10万円。
	住宅用ガス高効率給湯器設置費補助事業	H22年度から実施。住宅用ガス高効率給湯器を設置した市民に対し、経費の一部を補助。1台につき上限1万円。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助事業	H25年度(H26年1月)から実施。住宅用省エネルギー設備を設置した市民に対し、経費の一部を補助。定置用リチウムイオン蓄電池システム上限10万円、エネルギー管理システム(HEMS)上限1万円、電気自動車充電設備(V2H)上限5万円、太陽熱利用システム上限5万円(H27年4月より追加)。
家庭用燃料電池設置費補助事業	H26年4月から実施。家庭用燃料電池を設置した市民に対し、経費の一部を補助。1台につき都市ガス利用の設備、上限30万円。LPガス利用の設備、上限10万円。	

市町村名	名 称	内 容
柏 市	第二期柏市地球温暖化対策計画	H26年3月策定。市域におけるCO2排出量をH17年度比H32年度までに3.8%削減とする計画。
	柏市エコアクションプラン	公共施設におけるCO2排出量をH24年度比H32年度までに15%以上削減する計画。
	エコハウス促進総合補助金	6つのメニューで、住宅のエコハウス化を総合的に補助。エコ窓改修、太陽光発電設備、HEMS、エネファーム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車充電設備。
	太陽光発電設備設置運営事業（土地貸し）	未利用地であった小学校跡地を貸し付け、民間事業者が太陽光発電設備（500kW）を設置。
勝 浦 市	第2次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画	H25年度から第2次計画を策定し、市の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減目標を示し、排出抑制等を明らかにする。
	勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助事業	市内の住宅に省エネルギー設備等を設置する市民に対し補助する。（太陽光発電システム：1kW当たり2万円（上限7万円）、家庭用燃料電池システム：上限10万円、定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円、エネルギー管理システム：上限1万円、電気自動車充電設備：上限5万円）
市 原 市	市原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H24年3月策定。市民、事業者、市が地球温暖化の影響や対策の必要性を再認識するとともに、それぞれの役割を明らかにし、協働して着実に実行することにより、温室効果ガスを削減する。
	市原市バイオマスタウン構想	H21年2月公表。市のバイオマス利活用目標、今後展開するバイオマス施策の基本的な取組方針を定める。
	市原エコ・オフィスプラン[2013～2020]	H25年3月改訂。自らの事業事務に伴って排出される温室効果ガスを率先して削減等を図ることにより、市民、事業者の主体的な取組を促す。
	市原市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付事業	補助対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウム蓄電池システム、エネルギー管理システム、電気自動車充電設備、太陽熱システム
	緑のカーテン事業	H21年度から実施。ツル性の植物を建物の外側に伸ばすことにより、二酸化炭素排出削減につなげる。H27年度実績：市内公共施設78ヶ所に設置支援。また、緑のカーテンを普及するため、市民、事業者の作った緑のカーテンに関するコンテストを実施した。
流 山 市	流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H22年3月策定。市域の温室効果ガスの排出抑制を目的とし、そのために必要な、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策の策定と、市民や事業者が取るべき行動について定めた。 削減目標：2020年度までに、2007年度と比較して20%削減する。
	流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	H28年3月策定。市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。 削減目標：2020年度までに2014年度比で10%削減する。
	緑のカーテン事業	自治会等を対象に地域ぐるみでの普及を図るため、109自治会にゴーヤ苗7,360株、種11,056粒、学校、保育所、公共施設等にゴーヤ苗10,000株を無料配布。 市民、事業者が設置した緑のカーテン写真及びゴーヤレシビコンテストを実施。
	太陽光発電設備設置奨励事業	地球温暖化対策として、太陽光発電設備を設置する市民に対し、奨励金を交付。 1kWあたり3万円(上限2万円)を交付。H27年度 交付件数157件 17,582,000円
	住宅用省エネルギー設備設置補助事業	地球温暖化対策として、住宅用省エネルギー設備を市内事業者から購入・設置する市民に対し、奨励金を交付。 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：10万円 エネルギー管理システム（HEMS）：1万円 電気自動車充電設備：5万円 太陽熱利用システム：5万円 （各設備の金額は補助金の補助上限額） H27年度 交付件数55件 4,270,000円
八 千 代 市	八千代市率先実行計画	現在、H23年度から27年度までを計画期間とする第三期計画を展開している。
	八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン	H22年2月策定。八千代市におけるエネルギー消費削減のため、新エネルギーの導入・省エネルギーの推進、地球温暖化対策に取り組んでいく。
	八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	H27年4月1日施行。住宅用省エネルギー設備等を設置する方に、費用の一部を補助する。太陽光発電設備：太陽電池の最大出力1kW当たり2万円。上限7万円。交付件数103件。 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：1設備当たり10万円、交付件数14件。太陽熱利用システム：1設備当たり5万円、交付件数2件。
	グリーンカーテン推進事業	H23年度から開始。H27年度は、10月下旬～11月上旬にグリーンカーテン作品展を実施。
我 孫 子 市	あびこエコプロジェクト3	第三次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画としてH23年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。
	我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H14年度から実施。補助額：太陽電池モジュール1kW当たり2万円、3.5kW（7万円）を上限とする。
	我孫子市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H25年10月1日から実施。 補助額：家庭用燃料電池システム（エネファーム）1設備あたり10万円、 定置用リチウムイオン蓄電池システム1設備あたり10万円、太陽熱利用システム5万円を上限とする。
鴨 川 市	鴨川市地域新エネルギービジョン	太陽光や風力などの自然エネルギー、廃棄物などのリサイクルエネルギー、クリーンエネルギー自動車などの環境負荷の少ないエネルギー利用方法のうち、鴨川の特徴を活かした新エネルギーの導入を検討すべくビジョンを策定した。
	鴨川市住宅用省エネルギー設備設置補助事業	住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し補助金を交付。住宅用太陽光発電設備：上限7万円 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円 エネルギー管理システム（HEMS）：上限1万円 電気自動車充電設備：上限5万円 太陽熱利用システム：上限5万円 地中熱利用システム：上限10万円（H21年度から実施）

市町村名	名 称	内 容
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画 (区域施策)	地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的としてH22年3月策定。
	鎌ヶ谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業	以下の6設備の設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム・・・上限3万円(H22年度から実施) ・燃料電池システム(エネファーム)・・・上限15万円(H23年度から実施) ・リチウムイオン蓄電池システム・・・上限15万円(H25年度から実施) ・エネルギー管理システム(HEMS)・・・上限1万5千円(H25年度から実施) ・電気自動車充電設備・・・上限7万5千円(H25年度から実施)
君 津 市	第3次君津市地球温暖化対策実行計画	H24年3月策定。地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。計画期間:H24~28年度、削減目標:H22年度比5%削減
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H17年度から実施。出力1kWあたり20,000円(6万円を限度とする)
	家庭用燃料電池システム設置補助金	H25年10月から実施。10万円を限度とする。
富 津 市	富津市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。1kWあたり2万円、上限7万円
浦 安 市	浦安エコホーム事業	H15年度から実施。地球温暖化の防止、資源の有効活用、エネルギーの有効利用等地球環境の保全を図るため、自ら居住し、または居住しようとする住宅に対象設備を設置する方(建売住宅を購入する場合を含む)に、その設置費用の一部の補助を行う。 補助対象設備(補助率・上限額) 太陽光発電システム(2万5千円/kW・10万円) 家庭用燃料電池システム(定額・10万円) リチウムイオン蓄電池システム(定額・10万円) エネルギー管理システム(定額・1万円) 雨水貯留タンク(定額・1万円) 太陽熱利用システム(定額・5万円)
	電気自動車等充電設備設置促進事業	H25年度から実施。環境負荷の低減や省エネルギーの促進に効果的である電気自動車とプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るため、普通充電設備の設置に要する費用の一部の補助を行う。 補助対象経費の1/2、上限5万円
	第3次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方自治体実行計画(事務事業編)をH23年9月に策定。 市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とし、H28年度までに6%削減を目標に計画を実施している。
四 街 道 市	四街道市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制地球温暖化対策の推進を図る。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年度から実施。自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した者に対し、補助金を交付する。太陽光発電システムの出力1kWあたり20,000円(上限60,000円)
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H25年度から実施。自らが居住する市内の住宅に省エネルギー設備を設置した者に対し、補助金を交付する。 ①家庭用燃料電池システム(上限100,000円)②定置用リチウムイオン蓄電池システム(上限100,000円)③電気自動車充電設備(上限50,000円)
袖 ヶ 浦 市	第三次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画	H25年2月策定。本市自らの事業活動に伴って排出される温室効果ガス総排出量を算定・把握し、温室効果ガスの排出抑制をする。対象となる事務事業:本市全ての事務事業で、公共事業委託等により管理されているものを除く。計画対象期間:H24~H28年度。
	袖ヶ浦市住宅用省エネルギー設備設置補助金	太陽光発電システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。1kW当たり2万円 上限7万円 燃料電池システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電池システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。上限10万円
八 街 市	八街市役所地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度(H20年度)に比べてH27年度までに6%削減することを目指す。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年度から実施。自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方、または、太陽光発電システムが設置された住宅を購入し自ら居住する方に1kW当たり2万円(上限7万円)を交付。
印 西 市	第3次印西市市内エコプラン(地球温暖化対策実行計画)	市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度(H22年度)に比べてH29年度までに5%削減することを目指す。計画期間H25~29年度。
	印西市グリーン購入推進指針	製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。
	印西市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	太陽光発電システム:1kW当り4万円(上限16万円) 太陽熱利用温水器:上限5万円 家庭用燃料電池システム(エネファーム):上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電池システム:上限10万円 エネルギー管理システム(HEMS):上限1万円 電気自動車充電設備:上限5万円
白 井 市	グリーンカーテン事業	H23年度から実施。市公共施設において、グリーンカーテンを設置。(H27実績:67施設) また、ゴーヤ・アサガオ等の種子を市民に無料配布。(12,000袋)グリーンカーテンコンテストの実施。
	白井市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。
白 井 市	白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	住宅用省エネルギー設備等を設置した人へ設置費の一部を補助する。 太陽光は1kWあたり2万、上限7万円、燃料電池10万円、蓄電池10万円、エネルギー管理システム1万円、電気自動車充電設備5万円、太陽熱5万円

市町村名	名 称	内 容
富 里 市	富里市地球温暖化防止実行計画	H19年4月策定。市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。
	富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金	地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する方に、その設置費用の一部を補助する。 太陽光発電システム：出力1kWあたり2万5千円（上限10万円） 市内施工業者を利用した場合、出力1kWあたり3万円（上限12万円） 家庭用燃料電池システム：限度額10万円 定置用リチウムイオン蓄電池システム：限度額10万円 エネルギー管理システム：限度額1万円 電気自動車充電設備：5万円
南 房 総 市	南房総市地球温暖化対策実行計画	H28年3月29日改正。本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組を推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	南房総市エコライフカレンダー	市内小学4～6年生を対象とした環境ポスター及び中学生以上を対象とした環境標語を募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校・中学校全児童生徒等に配布する。
	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	千倉保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなっている。
	南房総市バイオマスタウン構想	H21年3月策定。市内で発生するバイオマスの利活用方法や利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指す。
	エコライフ体験学習(緑のカーテン)	H22年度から地球温暖化対策の一環で、緑のカーテンづくりの普及推進を図る。市内小、中学校及び市民に、ゴーヤやキュウリの苗を配布し、緑のカーテンを作り、自然の日よけによる効果を体験する。また、実った野菜を食べることで地産地消運動の推進を図る。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H23年度から太陽光発電システム補助から始まり、H26.10.1から県の補助要項に合わせて、次のエネルギー設備を設置する個人に対し補助金を交付する。 ・太陽光発電システム1kW当たり2万円（上限7万円） ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)（上限10万円） ・定置用リチウムイオン蓄電システム（上限10万円） ・エネルギー管理システム（HEMS）（上限1万円） ・電気自動車充電設備（上限5万円）
匝 瑛 市	匝瑛市地球温暖化防止実行計画	H21年2月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。温室効果ガスの排出量を、基準年度（H19年度）に比べてH24年度までに6%以上の削減を目指す。
	緑のカーテン事業	H23年度から実施。アサガオ・ゴーヤの種を市内の家庭・事業所に無料配布した。市関連施設においても緑のカーテンを配置した。
	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	H24年度から実施。住宅用太陽光システムを設置する者に対し、出力値1kWあたり補助金2万円(上限7万円)、奨励金1万円(上限3万5千円)を助成。
香 取 市	香取市地球温暖化対策実行計画(改訂版)の策定	H25年3月策定。香取市の事務・事業における地球温暖化防止対策。実施期間：H25～29年。削減目標：市役所全ての施設から発生する温室効果ガス発生量を基準年度(22年度)比7.0%削減する。
	香取市住宅用省エネルギー設備設置補助金	H23年度から太陽光発電システム補助から始まり、H25年度から県補助要綱に合わせて、つぎの省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を助成している。 ・太陽光発電システム 1kW当たり2万円 上限8万円 ・家庭用燃料電池システム(エネファーム) 上限10万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 ・エネルギー管理システム(HEMS) 上限1万円 ・電気自動車充電設備 上限5万円
	太陽光発電事業	市自らが電気事業者となり、未利用の市有地を利用した太陽光発電事業を展開中。
山 武 市	山武市地球温暖化防止推進委員会設置要綱	H21年12月16日制定。山武市の事務及び事業に関する山武市地球温暖化防止実行計画の策定及び推進をするため、山武市地球温暖化防止推進委員会を設置する。
い す み 市	いすみ市住宅用太陽光発電システム設置補助金	地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費について、予算の範囲内において、発電システムを設置する者に対し、補助金を交付する。
大 網 白 里 市	地球温暖化対策実行計画	H28年7月制定。本市の施設等(市長部局及び教育部局事務の事業、出先機関等を含めた施設及び公用車)を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。計画期間：H28～32年度
酒 々 井 町	酒々井町地球温暖化防止実行計画	H22年3月制定。町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行する。基準年度（H20年度）。計画年度（H22～26年度）。
	住宅用太陽光発電システム設置補助金事業	H23年11月から実施。町内の自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、1kWあたり4万円(上限14万円)を補助する。
	住宅用省エネルギー設備設置補助金事業	H25年11月から実施。町内の自らが居住する住宅に、家庭用燃料電池システム(エネファーム)または、定置用リチウムイオン蓄電池システムを設置する者に対し、1基あたり20万円を補助する。
栄 町	住宅用省エネルギー設備設置補助金	地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保又はエネルギー利用の効率化及び最適化を図ることを目的とし、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム(H23年度から実施)：1kWあたり2万円(限度額7万円) ・家庭用燃料電池システム(H25年度から実施)：上限10万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム(H25年度から実施)：上限10万円 ・エネルギー管理システム(H25年度から実施)：上限1万円 ・電気自動車充電設備(H25年度から実施)：上限5万円 ・太陽熱利用システム(H27年度から実施)：上限5万円 ・地中熱利用システム(H28年度から実施)：上限10万円
神 崎 町	神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。住宅用の太陽光発電設備を設置する者に対し補助金を設置する。1kWあたり3万円(上限12万円)
多 古 町	多古町住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年10月1日施行。最大出力1kWにつき40,000円、上限140,000円

市町村名	名 称	内 容
東 庄 町	東庄町地球温暖化対策実行計画	H21年3月制定。本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。
	東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助	H26年1月から実施。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、設置費の一部を助成している。対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム、電気自動車充電設備
九 十 九 里 町	住宅用太陽光発電システム設置補助制度	H23年10月17日制定。地球温暖化の防止及び地域の再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し設置費用の一部を助成 補助率1kWあたり3万円を乗じた額とし、10万5千円を限度とする。
芝 山 町	芝山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H23年9月20日策定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
横 芝 光 町	横芝光町住宅用省エネルギー設備等設置補助金	H27年12月1日制定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、太陽光発電システムは、1kW 当り2万円を乗じた額で、7万円が限度額（町内業者による施行の場合は1kW 当り3万円を乗じた額で、10万5千円が限度額）。太陽熱利用システムについては、5万円が限度額とする。
一 宮 町	一宮町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H24年4月1日 施行。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、一宮町補助金等交付規則及び告示に基づき補助金を交付する。補助金の額は1kW 当り3万円を乗じて得た額とし、10万5千円を限度とする。
	一宮町地球温暖化対策実行計画	H22年3月制定。一宮町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の取組みを実行することにより、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組みを推進することを目的とする。
	一宮町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱	H25年9月27日制定。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 エネルギー管理システム（HEMS） 上限1万円 電気自動車充電設備 上限5万円
睦 沢 町	睦沢町地球温暖化防止実行計画	H23年7月策定 町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標に向け様々な取り組みを行い、地球温暖化対策を推進する。
	睦沢町住宅用太陽光発電設備設置費補助金	H24年4月から事業を実施し、3.5kWを上限とし1kWあたり50,000円の補助を行っている
長 生 村	長生村役場地球温暖化対策実行計画	長生村の事務及び事業に関し、職員自らが温室効果ガス排出抑制等の取組を実施し、村民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けて自主的な取組を推進することを目的としている。 (H21年4月策定・H26年4月改訂)
	長生村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付。 1kWあたり3万円を乗じた額。上限10万5千円 (H28年9月20日制定)
白 子 町	白子町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。白子町の事務事業の実施にあたっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H24年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付する。 太陽光発電システム最大出力に1kWあたり4万円を乗じた額（限度額14万円）
長 柄 町	長柄町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。長柄町の事務事業の実施にあたっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
長 南 町	長南町地球温暖化対策実施計画	H22年3月制定。長南町の事務事業にあたって、本計画に基づいて温室効果ガスの削減目標にむけて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。
大 多 喜 町	大多喜町地球温暖化対策実行計画	H26年4月1日施行。大多喜町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等取組や総排出量の削減目標を定め、地球温暖化防止対策への推進に繋げる事を目的とする。
御 宿 町	御宿町地球温暖化対策実行計画	H21年4月1日施行。御宿町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の取組や総排出量の目標を定め、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的とする。
鋸 南 町	鋸南町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱	H25年10月1日施行。地球温暖化防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 太陽光発電システム 上限7万円 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 エネルギー管理システム（HEMS） 上限1万円 電気自動車充電設備 上限5万円

エ 保存樹木・保全緑地等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	保存樹木・保存樹林	S46年度から市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木・樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定している。保存樹木 577本 奨励金3,000円/本 保存樹林 約219.6ha 奨励金10円/㎡
	市民の森	S48年度から市民に自然の恵沢を十分享受できる憩いの場を提供するため風致や景観が優れている樹林地を市民の森として設置している。 9か所・約25.1ha 奨励金20円/㎡（市街化区域）、10円/㎡（市街化調整区域）
	市民緑地	土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援・促進すると共に、緑の保全・創出を推進する。 使用貸借契約（無償）を締結した場合、固定資産税は非課税、また、契約期間が20年以上の場合相続税は2割評価減となる。20か所 約20.9ha

市町村名	名 称	内 容
市 川 市	緑地等保全事業	「市川市緑化対策事業補助金交付規則」を、「市川市緑地等保全事業補助金交付規則」に改称し、H26年4月1日に施行。緑地等保全事業に協力する者に、補助金を交付する。 ＜H27年度実績＞ 交付対象面積 39.6 ha 補助額 11,358千円
	協定樹木管理事業	「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の3年に一度の剪定等（費用の1/2、上限3万円）に対する協定者への補助。 ＜H27年度実績＞ 交付対象樹木数 178本
船 橋 市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹林30円/㎡、樹木5,000円/本、生垣100円/m ※市街化調整区域内は半額 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 S48年9月29日制定 H27年度 支給総額 20,058千円
松 戸 市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。 ・保全樹林地区 20円/㎡・年 ・特別保全樹林地区 30円/㎡・年 ・保護樹木 2,000円/本・年 H27年度実績 総支給額13,579,340円
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	市民の森 支給額：1,187,621円 (H27年度実績) 名木古木指定数：17本 支給額：56,000円 (H27年度実績)
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢100年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。(S50年7月1日制定) 名木、古木3,000円/本・年、樹林・草地3円/㎡・年(最低3,000円～最高30,000円)、選定件数100件 H27年度支給総額472,770円
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区：10,217㎡(年間：5,500円+11円/㎡) 都市環境保全地区：38,102㎡(年間：5,500円+11円/㎡) 保存樹木：12本(年間：3,000円/本)
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1) 固定資産税・都市計画税の免除 (2) 指定の基準 保護地区(700㎡以上の山林)、保護樹木(高さ12m以上、幹周り1m以上)
市 原 市	樹林保全地区等指定奨励金	制定：昭和48年5月。市原市緑の保全及び推進に関する条例に基づく指定(H28年3月31日現在) 樹林保全地区：618,352㎡(6円/㎡)、野生動植物保護地区2,066㎡(6円/㎡) 保護樹林：市街化区域内 134本(5,000円/本) その他の区域：237本(3,000円/本) 奨励金総額：5,086,042円
流 山 市	保存樹木・樹林補助金	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件(高さ、幹周など)を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。 補助額：樹木3,500円/本、樹林15円/㎡(対象面積500㎡以上) H27年度末状況 保存樹木:117本(1本年度途中解除)、保存樹林:54,713㎡
八 千 代 市	環境保全林保存樹木	・市街化区域内の樹林、寺社の樹林500㎡以上を有するもの。9ヶ所29,672㎡指定(H28年3月31日) ・保全林以外の樹林で幹周り1.2m以上高さ10m以上であり、樹容美観に優れていること。41ヶ所82本指定(H28年3月31日) ・緑化推進事業助成金(保全林30円/㎡、保存樹木3,000円/本) 支給総額1,136,160円(H27年度実績)
我 孫 子 市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。(助成金+固都税額) 保存緑地助成金20円/㎡ 総面積231,715.69㎡ 保存樹木助成金1,500円/本 総本数199本(H27年度末現在)
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。(助成金+固都税額) 保全特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計30,248㎡ 保全樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 11,043㎡ 手賀沼沿い保全樹木 5,000円/本 23本(H27年度末現在)
鎌 ヶ 谷 市	保全林助成金 保存樹木助成金	・保全林助成金：面積×30円(年額) 指定箇所：13箇所(40,045㎡) 総支給額：1,201,350円 ・保存樹木助成金：1本あたり1,500円(年額) 指定本数：13→12本(年度内解除) 総支給額：18,168円
	ふれあいの森助成金	・ふれあいの森助成金：面積×30円+都市計画税+固定資産税(年額) 指定箇所：10箇所(45,667→45,684㎡ 年度内17㎡増) 総支給額：3,316,225円 H28年3月31日現在
君 津 市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定(1,000㎡以上)や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ・自然保護地区 補助率:1,000㎡につき3,000円、対象地区総面積:26,219㎡、支給総額:78,640円 ・自然保存樹木 補助率:1本につき1,000円(年額)、対象本数:24本、支給総額:24,000円
	生垣設置奨励補助金	新たに生垣を設置する方に補助金を交付。2,000円/m(40,000円を限度)また、生垣設置の際ブロック塀等を撤去する場合にも補助金を交付。2,500円/m(40,000円を限度)
浦 安 市	保存樹木指定事業助成金	規則制定 S55年2月14日。保存樹木を制定し、樹木の保全と管理に要する経費を助成金として交付する。 規則改定 H25年4月1日。指定基準、補助額の改定。補助5千円/本・年(特例時1万円/本・年) 現在29団体(神社寺管理団地・個人) H27年度末 605本、29団体、総額3,465,000円

市町村名	名 称	内 容
四 街 道 市	四街道市樹木・樹林等保存選定事業	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定し、その保存と管理に要する経費の一部を助成金として交付する。 助成額：樹木3,000円/本・年 樹林(1,000㎡以上)3円/㎡・年、樹林(1,000㎡未満)一律3,000円 選定箇所：樹木44本、樹林6箇所8,637㎡、助成金支給総額：158,850円 (H27年度)
	生垣設置補助事業	・生垣設置への助成5,000円/㎡。フェンスを利用した植栽への助成3,000円/㎡(限度額：100,000円) ・ブロック塀等の撤去への助成5,000円/㎡、板塀等の撤去への助成2,000円/㎡ (限度額：100,000円)
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地上に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。補助金額2,000円/㎡ H27年度実績 補助件数3件 補助金総額132千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額：樹木1,000円/本・年、樹林3円/㎡・年
白 井 市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し、固定資産税・都市計画税相当額を負担する。特別保全緑地 総面積 45,556㎡
	文化財保存・周知事業	市指定文化財(天然記念物)として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数 2件 10,000円/件(年額)

オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	工場等緑化協定	敷地面積500㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結する。 協定締結数 857か所 敷地面積 約1,566ha 緑化計画面積 約230.7ha
	緑地協定	緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。 協定締結実績176地区 約612.1ha
	市民緑地の維持管理に関する協定	市民が身近な自然とふれあえる場を創出するため、H18年8月1日に制定した「千葉市市民緑地設置事業実施要綱」に基づき、地権者、活動団体、千葉市の三者にて市民緑地の維持管理に関する協定を締結する。 市民緑地20か所 約20.9ha 協定締結団体20団体
	谷津田保全協定及び谷津田保全活動協定	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を保全するため、H15年7月「谷津田の自然の保全施策指針」を策定した。また、「谷津田の自然の保全に関する要綱」を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めるとともに、保全活動を積極的に行える団体と保全活動協定を締結した。 谷津田等の保全区域25地区 保全協定締結面積51.7ha、保全活動協定締結団体4団体 (H28年3月末現在)
市 川 市	都市緑地法による緑地協定	市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する H27年度累計 市内12箇所 6.46ha
船 橋 市	保存樹木及び緑地保全・創出協定	敷地面積500平方メートル以上の開発行為及びその他の事業をしようとするものは市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。 H27年度 協定件数 116件 計画緑地面積 47,259.98㎡
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19年4月1日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする(保全樹林地地区の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金15円/㎡+固定資産税相当額を交付する)。指定面積：40,665㎡
成 田 市	緑化協定	「成田市緑化推進指針」により、事業区域が0.3ha以上の場合、事前協議を行って緑化協定を締結。 ※事業区域が1ha以上(但し、住宅用地的場合は10ha以上)の場合は、上記要綱と「千葉県自然環境保全条例」に基づく緑化協定実施要綱に基づき、県・市・事業者の三者で緑化協定を締結。 ・反対給付の有無・・・無 ・二者協定実績(H27年度)・・・4件 緑化面積1,760.091㎡ ・三者協定実績(H27年度)・・・1件 緑化面積2,440.99㎡
佐 倉 市	緑化協定	佐倉市緑化要綱に基づく緑化協定を締結している。500㎡以上の開発等については10%以上の緑地帯の確保、3,000㎡以上の開発等の場合は、10%以上の緑地帯及び5%以上の公園の設置が必要となる。
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積が1,000㎡以上の工場については、敷地面積の20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏 市	緑地保存協定	敷地面積500㎡以上の開発行為等を行った場合、事業者と緑地保存協定を締結している。 (H27年度実績)49件159,225㎡(敷地面積) 24,785㎡(緑化面積)
	柏市みどりの広場要領	(1)緑の保護地区のうち、良好な樹林地を緑の広場として保全 (2)所有者と土地使用貸借契約を締結(5年以上) (3)事業実績面積(H27年度末)30,306㎡(8箇所)
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
	緑化協定	市長、市民ならびに法人および事業者が一体となって緑化を推進するため、「市原市緑の保全および推進に関する条例」に基づき、一定以上の開発事業地などにおいて緑化協定を締結している。
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹林の保全協定	「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約5kmにわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの。面積約7ha
	斜面樹林の保全協定	前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約2kmにわたって連続する斜面樹林は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹林の姿をとどめられるようその保全を図る。面積約1.7ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。協定面積 96,874㎡ (H27年度実績)

市町村名	名 称	内 容
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。実績面積：1,424,942.2㎡
富 津 市	緑化協定	敷地面積 500㎡以上の工場等は、「環境の保全に関する協定等の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結する。
浦 安 市	緑化協定	浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。
	緑地協定	緑地や街の景観など良好な住環境を保全するため、都市緑地法に基づき、緑地の保全または緑化に関する協定を締結している。
袖 ケ 浦 市	緑地保存協定	3,000㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。(H28年3月末現在) 実績 187ha (三者協定：73事業所 二者協定：116事業所)

カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の基金	緑と水辺の都市づくりに生かすためにS59年4月1日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当している。
市 川 市	(公財)市川市花と緑のまちづくり財団	H25年4月1日 公益財団法人へ移行。広く市民等と協働し、緑地の保全及び取得と、花と緑によるまちづくりを推進する。
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全基金	H4年9月設立。盤洲干潟保全及びその活動を図る。
松 戸 市	(公財)松戸みどりと花の基金	H2年3月27日設立。H24年11月1日公益財団法人へ移行登記。「緑と花のフェスティバル」の開催等、都市緑化に対する市民意識の普及・向上事業などを実施。基本財産4億7,000万円
野 田 市	野田市みどりのふるさと基金	みどりのふるさと野田を実現するために必要な事業
佐 倉 市	(公財)佐倉緑の基金	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護、歴史的・自然景観の再現及び緑化推進を図る。S59年3月設立。 ※H24年4月1日に財団法人佐倉緑の銀行から移行。
東 金 市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。111,668千円 (H27年度決算)
習 志 野 市	習志野市緑のふるさと基金	H5年4月1日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業
柏 市	(一財)柏市みどりの基金	・目標額 20億円・基本財産 5億円 (H7年4月3日設立)
市 原 市	緑化基金	緑化の推進と緑地の拡大を図るため、市原市緑化基金条例に基づき、S51年に設置。公園、緑地用地の取得及び造成、公共、公益用地の緑化及び保全、緑化推進に伴う苗木の無料配布などに充てている。
流 山 市	流山市ふるさと緑の基金	公園及び緑地の用地取得 公園及び緑地の整備又は管理運営 H27年度末積立金額：492,157千円
我 孫 子 市	我孫子市緑の基金	設立S60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 H27年度末現在 104,300千円 手賀沼沿い斜面林、保全特別樹林の取得 590.13㎡
鴨 川 市	鴨川市環境保全基金	H17年2月11日条例制定 基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市みどりの基金	鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立条例制定：S60年4月 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。
神 崎 町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他
一 宮 町	大塚実海と緑の基金	H24年3月7日条例制定。一宮町の大地と海を繋ぐ海岸線の自然の保護と再生活動に充当。

キ 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名称	内容
千葉市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施した。
	大草谷津田いきもの里の整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、H17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、H18年5月に供用開始した。対象区域面積約26ha
	貴重な動植物の保護	千葉市の保護上重要な野生生物（レッドリスト）をH16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用している。また、在来生物の生息・生育環境を保全するため、特定外来生物（アライグマ、カミツキガメ）や有害鳥獣対策を実施している。
市川市	生物多様性いちかわ戦略	生物多様性基本法第13条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用を地域から推進していくとともに、自然を軸とした様々な「つながり」の形成を図る。 上記に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、関係部署による「生物多様性いちかわ戦略推進会議」を立ち上げるとともに、施策の成果を検証するため生物多様性モニタリングを進めている。
	イノカシラフラスコモ保護保全事業	じゅん菜池緑地には、環境省の絶滅危惧種Ⅰ類に指定された車軸藻の一種である「イノカシラフラスコモ」が自生している。そこで、専門家を交えた検討委員会でも得られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。
	行徳近郊緑地観察路の管理	行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。
松戸市	地域環境調査業務	H17年度から実施。市民ボランティアの調査員により、市内の野鳥を調査してもらい、(公財)日本鳥類保護連盟が作成した基準により、「環境度」として評価する。H27年度 5段階評価のC
野田市	コウノトリ保護増殖事業	コウノトリの分散飼育による保護・増殖に取り組む。 コウノトリと共生する地域づくり事業。H24年12月に多摩動物公園から2羽のコウノトリを譲り受け、飼育を開始し、H25年からH28年まで、4年連続繁殖に成功。H27年7月には関東初のコウノトリの試験放鳥を実施した。
	野田市野生動植物の保護に関する条例	H27年7月1日制定。野田市における生物の多様性のシンボルであるコウノトリに代表される野生動植物が生息し、又は生育できる良好な自然環境の保護及び再生に関する市及び市民等の責務等を定めることにより、市内の野生動植物の保護を図り、もって自然環境の保護及び再生の取組を推進し、豊かな自然環境を将来の子どもたちに継承することを目的とする（良好環境の保護及び再生のために努めるべき、市の責務、市民等の責務、さらに野生動植物の捕獲や採取、撮影等の行為に関する遵守事項を規定する）。
佐倉市	ビオトープ創出事業	佐倉城址公園内にビオトープ（生物観察水路）を整備。（H10年度～） 印旛沼の水質浄化を推進する一環として、上手繰川の植生浄化施設を管理。（H16年度～） 直弥公園谷津田生態系保全区域に、木道や案内板などの水辺施設を設置。（H16年度～）
	ちばリサーチパーク保全ゾーン維持管理事業	H12年度から佐倉市に移管された保全ゾーン内のホタル水路等の維持管理を実施。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理。（面積3,272㎡）
習志野市	谷津干潟自然観察センターの運営管理	H18年3月策定。市内に残された谷津を多様な生態系と豊かな自然を有する環境資源と位置づけ、これを保全し活用しつつ、将来に継承していくための指針を示したもの。
	湿地交流	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。 国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのブリスベン市と湿地提携をH10年2月25日に調印。
柏市	柏市生きもの多様性プラン	H23年3月に、柏市の生きもの多様性の保全や回復、再生を目指し市民、事業者、行政が一体となって取り組むための計画を策定。
流山市	生物多様性ながれやま戦略	H22年3月策定。戦略に基づき施策・取組を推進。生物多様性の啓発イベントの開催、モニタリング調査を実施。
八千代市	ほたるの里づくり事業	ホタルが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が協働で維持管理を行う。
	八千代市谷津・里山保全計画	H23年3月策定。八千代市に残る貴重な自然環境である谷津・里山を将来にわたり、保全・再生・活用していくために、施策を展開していく。
富津市	天然記念物「高宕山のサル生息地」のサルによる被害防止管理事業	富津市と君津市が委託して実施している事業。天然記念物指定区域周辺のニホンザルによる農作物被害を防止して、人と自然の調和のとれた社会を実現することを目的とし、被害防止・生態調査・個体数管理・生息環境調査などを行っている。
四街道市	ホタル自生地の保護（自然観察地整備事業）	自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
いすみ市	源氏ぼたるの保護	いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。更に「源氏ぼたるの観賞のタペ」等のイベント実施により、環境保全の啓発に努めている。
	いすみ生物多様性戦略	豊かな生物多様性を保全・回復させ、環境と経済をつなぐ里山里海再生により、みんな元気に幸せに、いすみの自然と文化を誇りとしてくらす持続可能な社会を目指します。H27年2月策定
	ウミガメ保護監視事業	いすみ市の砂浜において、ウミガメ保護監視員、ウミガメ保護アドバイザー、市民ボランティア等が、5月1日から10月31日まで毎日、夜明け時から、漂着ゴミ拾いを伴う海岸パトロールを実施しています。H19年3月ウミガメ保護条例制定
	ミヤコタナゴ保護増殖事業	ミヤコタナゴ保護増殖施設を設置し、人工授精などを行っているほか、定点観察を実施、自然環境の中での生息状況の把握に努めている。
栄町	コアジサシの営巣地保護	コアジサシが飛来し営巣していたため、保護に努めた。
横芝光町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止。
御宿町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視。

ク 河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名称	内容
千 葉 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。（S62年10月1日施行、H22年4月1日から単独浄化槽または汲取り便槽からの転換のみを補助対象とした。）
	河川浄化実践活動推進	生活排水対策に関する啓発活動や流域の水質浄化等のため、流域住民の中からその区域の核となる浄化推進員を選定し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの河川浄化活動を推進している。（花見川、都川、坂月川、鹿島川）
銚 子 市	合併処理浄化槽設置促進事業	単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。
	河川浄化業務	河川名：小畑川・赤池川 浄化の方法：EM菌の散布
	中小河川等水質調査	市内5河川（赤池川、滑川、清水川、八幡川、高田川）合計20カ所
市 川 市	市川市環境活動推進員（エコライフ推進員）制度	市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が、自ら生活排水対策を実践するとともに、真間川流域をはじめ下水道未整備区域を中心に啓発活動を行っている。
	都市排水路（春木川流域）浄化施設整備	河川に流れ込む生活排水を浄化するため、H3年～5年度に春木川に流入する水路3ヶ所に都市排水路浄化施設（市川市浄化施設1～3号機）を設置した。
船 橋 市	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併浄化槽の設置促進を図るため、浄化槽の設置に対して補助を行う。（S63年4月1日施行、H24年4月1日から単独浄化槽、くみ取り便槽からの転換設置に限定）
館 山 市	浄化槽普及事業	公共用水域の水質保全のため、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する者、又は汲み取り便槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する者に対して補助を行った。
木 更 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松 戸 市	河川直接浄化施設等の維持管理	坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。水質改善により、順次施設停止予定（施設数8箇所→5箇所停止、稼働3箇所） 河川名（場所）：坂川1箇所、新坂川2箇所 浄化の方法等：曝気付プラスチック接触酸化法、曝気付球状砕石接触酸化法、曝気式疎間接触酸化法
	合併浄化槽設置整備事業費補助金	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合の処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施。
野 田 市	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成 田 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。また、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。さらに、合併処理浄化槽からの放流水の適当な放流先の整備又は確保がされていない区域において、合併処理浄化槽の設置に伴い放流先のない場合の処理装置を設置する場合の費用に対する補助制度を設け、合併処理浄化槽の設置促進を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人数5～50人槽
	集中処理浄化槽修繕工事補助事業	住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
佐 倉 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。単独処理浄化槽または汲取り便所から合併処理浄化槽に設置換えをする場合及び放流先のない場合の処理装置を設置する場合にそれぞれ上乗せ補助を実施。
東 金 市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	浄化槽維持管理促進事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。
旭 市	合併処理浄化槽設置事業	公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽及び汲取り便所から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水処理施設（飯岡地区）	飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。
柏 市	合併処理浄化槽設置奨励補助金交付事業	公共用水域への家庭雑排水による水質汚濁を防止するため、単独浄化槽及びくみ取り便所を廃止して合併浄化槽を設置する工事費の一部を補助する。手賀沼流域・利根川流域・江戸川流域
勝 浦 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。
市 原 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。
流 山 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による江戸川及び手賀沼の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。
	水質浄化施設維持管理事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、都市下水路に浄化施設を設置し水質の浄化を図る。
八 千 代 市	高度処理型浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。さらに、単独処理浄化槽及び汲み取り便所から転換する場合には上乗せして補助する。
	生活排水対策	イベント等での啓発を行う。H25年3月に生活排水対策推進計画の見直しを行った。
我 孫 子 市	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち2排水路（根戸・宿幹線）の流末に沈殿槽を設置し、ごみや浮遊物を回収する。
	高度処理型浄化槽設置整備事業	H16年度から実施。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。

市町村名	名称	内容
鴨川市	EM菌放流、配布	市内の河川や排水路の浄化を目的に、定期的に放流及び各家庭に配布放流を行い、水質浄化効果と意識の高揚を図る。
	河川、排水路水質調査	市内河川、排水路等の水質調査を実施。
	鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金	生活排水を原因とする河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度により水質浄化を図る。(H28.4月から単独処理浄化槽またはくみ取り便所からの合併処理浄化槽への転換設置のみに補助限定)
鎌ヶ谷市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便所を高度処理型合併処理浄化槽に設置換えるものに補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置。(浄化方法：回転版方式)
君津市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	小糸川、小櫃川、亀山湖、片倉ダムの水質調査を実施。
富津市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
浦安市	河川等水質測定	猫美川、堀江川、境川及び見明川における水質測定を定期的実施している。
四街道市	合併処理浄化槽普及促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内4河川における水質調査を定期的実施している。
袖ヶ浦市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八街市	河川水質調査	S58年度から鹿島川流域で7地点、高崎川流域で6地点において年2回水質調査を実施。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
印西市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川9地点において年4回水質調査を行っている。
白井市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川等5地点において年4回水質調査を実施。(二重川・下手賀沼・神崎川・金山落)
富里市	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。さらに単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行なった場合、上乗せ補助を実施。
	合併浄化槽修繕工事補助事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設	高崎川と根木名川の水質浄化を行うため市内5箇所の家庭雑排水共同処理施設を設けている。
	河川水質検査	市内の河川(根木名川、高崎川、木戸川、江川)の9箇所を年3回水質検査
南房総市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	家庭雑排水共同処理施設：富浦地区、岡本川 処理方法はバイオモジュール方式、豊年川 処理方法はバイオモジュール方式、白浜地区 白浜共同処理施設 処理方法は接触酸化方式
	EM菌放流・配布	白浜地区及び富山地区の河川や排水路にEM菌活性液を定期的に放流及び配布し水質浄化を図る。
	河川等水質検査	市内河川及び海域の水質検査(66地点)
匝瑳市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化対策事業	大利根用水西幹線未流部に流れこむ都市水路の処理水質基準値をBOD20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。
	EMによる水質浄化作業	市域中心部を流れる大利根用水路へのEM活性液の放流及び同水路周辺の家庭、事業所等への配布を行い、水質浄化を図る。
香取市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設の設置	黒部川に流入する都市排水路4ヵ所にバイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量500m ³ /日、BOD除去率60%以上。稼働休止中。
山武市	河川水質検査事業	市内12ヶ所の河川水質検査を行なう。(作田川、境川、木戸川)
	浄化槽等設置補助事業	浄化槽設置者の負担軽減と普及を図るため、補助金を交付する。
いすみ市	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ビチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。(S60年に設置)
	河川水質調査	市内河川の水質調査(23ヶ所・年2回)、工場排水水質調査。(3ヶ所・年2回)
大網白里市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域において補助金制度(単独・汲み取りからの転換)を設けている。
酒々井町	町内河川水質検査	印旛沼に流入する河川(高崎川・江川・中川)及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施。
	生活排水対策浄化槽推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。
栄町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
神崎町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

市町村名	名 称	内 容
多 古 町	多古町合併浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の整備促進を図るため補助金を交付する。 H15年3月26日告示第30号
東 庄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質検査	黒部川・桁沼川の水質検査を年4回実施
九 十 九 里 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
芝 山 町	河川水質調査	町内の河川（木戸川、高谷川）の8ヶ所を年2回の水質検査。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横 芝 光 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度（単独等からの転換）を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
一 宮 町	一宮町小型合併処理浄化槽等設置事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的に、小型合併処理浄化槽の設置を行う者に対し、補助金を交付する。
睦 沢 町	特定地域合併処理浄化槽整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、町が事業主体となり設置及びその後の維持管理を行う。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、特定地域合併処理浄化槽整備事業に該当しない箇所を対象に、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質汚濁防止	河川・堰8地点、水路4地点、河川底質1地点の水質調査を実施
長 生 村	合併処理浄化槽設置事業	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する。 (H2年4月1日制定)
	河川、排水路の水質検査	内谷川、幸治川、排水路の水質検査を実施している。
	生活排水処理施設	七井土地区、金田地区、岩沼地区からの生活雑排水を浄化し水質汚濁防止を図る。
白 子 町	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。
	コミュニティ・プラント施設整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント施設を整備。
	町内河川等水質検査	町内河川等23箇所の水質検査を実施。
長 柄 町	長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例	町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。H15年12月5日
	河川水質検査	町内の河川9ヶ所の水質検査を行う。
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
	合併処理浄化槽設置整備事業	農業集落排水事業区域を除き小型合併処理浄化槽の設置について補助金を交付している。単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助している。
大 多 喜 町	合併浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
御 宿 町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設（接触ばっ気方式）、浜地区生活排水処理施設（接触ばっ気方式）
	清水川浄化対策推進会議設置要綱	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりまく環境を改善することにより、きれいでうまい生活環境を創造する。H3年3月30日制定
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
鋸 南 町	合併処理浄化槽設置整備事業	H6年6月1日 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

ケ 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	身近な水辺モデル事業	水辺環境を保全・回復し、市民が水辺に親しみ、ふれあう場を提供するため、H16年度に坂月川上流の休耕田を活用したビオトープを整備した。H17年度からボランティア団体が主体となる管理運営のもと、供用を開始した。
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、H11年4月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、地下水浄化事業を推進している。
船 橋 市	ふなばし三番瀬クリーンアップ	ふなばし三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。H27年度参加者約520人
木 更 津 市	河川清掃・矢那川清掃	官・民参加により小櫃川（武田川）・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川の河床、河岸等の清掃を行う。
松 戸 市	河川環境整備事業	市民参画の基で進めてきた坂川再生の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。
	河川清掃支援事業	河川愛護の啓発や河川清掃活動等に対する支援を行う。
	江戸川松戸フラワーライン整備事業	江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働）

市町村名	名称	内容
成田市	ふるさと川づくり事業	根木名川（東和田～土屋）及び取香川（東金山～関戸）の整備により、訪れる人々に親しまれる川、成田市のシンボルとなる良好な水辺環境の保全を行っている。
	河川愛護	利根川隣接地域の住民により、堤防敷の清掃を行い、地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出を推進している。
	印旛沼クリーンハイキング	空き缶等のごみを拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市指定文化財：無形民俗文化財）、環境啓発などを行う。 H27年度参加人数：459名。甚兵衛公園（成田市北須賀）にて実施。
佐倉市	佐倉市印旛沼浄化推進運動	印旛沼浄化への意識強化を図るため、印旛沼周辺の清掃及び啓発事業を実施。H27年度は、498名参加、計170kgの散乱ごみを収集。
	畔田谷津環境保全整備事業	ちば環境再生基金の助成を受けて、田んぼ池や水路等を造成し、市民協働で保全整備を行っている。
柏市	名戸ヶ谷ビオトープの活用	H14年に整備した名戸ヶ谷ビオトープにおいて市民参加による運営管理及び環境学習活動や自然の保全啓発を行っている。
流山市	手賀沼水環境保全協議会の水質保全対策事業	手賀沼及び流域の総合的な水環境の保全について、関係者の意識の共有と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。H25年度事業が完了し、5月3日に通水式を開催。今後、防災調整池内の水量を導入し、水量と水質の確保を図る。
	河川環境用水導水事業	一級河川 大堀川防災調整池は北千葉導水路より、準用河川神明掘は江戸川より河川維持用水の分水を受け、水量及び水質の向上・改善を図る。
我孫子市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃。
	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業。
印西市	河川美化緑化事業	市が手賀川の堤防を占用し、ソメイヨシノを植樹し水辺の景観作りを実施。
香取市	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。
	黒部川河川清掃	市民・事業者の参加による、黒部川周辺の清掃活動の実施
栄町	長門川酒直機場周辺の清掃	町民参加による長門川酒直機場周辺の清掃活動を実施
横芝光町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
一宮町	一宮川等流域環境保全推進協議会事業	長生郡市内の自治体・企業・団体が構成され、河川の清掃や水質の調査を実施している。
	一宮川をきれいにする会事業	一宮川の堤防の草刈と清掃を実施。
陸沢町	生き物観察会	鎮守川の清掃事業のなかで、川の淵を塞ぎ止め川払後、どんな生き物が生息しているかを観察する。
長生村	長生地区九十九里海岸クリーン対策協議会事業	毎年9月に九十九里海岸に捨てられたごみの回収作業を行う。
白子町	長生地区九十九里クリーン対策事業	長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護を図り、優れた海岸景観を保持するための活動として毎年9月に海岸に漂着した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの回収作業を実施。
	白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。	
長柄町	稚魚放流事業	町内児童における稚魚の放流を行う。水辺環境の保全、愛護精神の育成を養う。長柄町山根 豊田川支流

コ 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

市町村名	名称	内容
千葉市	千葉市水環境保全計画	地下水汚染や地盤沈下等の地下水に係る施策を、地下水の持つ機能的側面や資源的側面にも考慮し、水質と水量を含めた水循環の観点から総合的・体系的に取り組むため、H18年3月に計画を策定し、地下水保全対策の推進を図ってきた。H23年度から従来の水環境保全計画と包括した新たな水環境保全計画に基づき、引き続き、良好な地下水の保全を推進している。
市川市	雨水の地下への浸透及び有効利用の推進	水循環保全及び都市型水害抑制を目的にH17年7月に条例を施行し、宅地における雨水の地下浸透及び有効利用について市と市民の責務を明らかにし、建築行為の際には雨水浸透施設等の設置を指導している。（市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 H17年3月30日制定）
館山市	地下水水質調査	有機塩素系化合物および硝酸性窒素、亜硝酸性窒素による地下水汚染の有無を確認するため調査を実施。
木更津市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
松戸市	湧水保全事業	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。（保全箇所5箇所）
	雨水浸透推進事業	洪水流量の軽減と地下水の涵養を目的に、市役所及び支所・小中学校に、雨水貯留タンク及び浸透マスを先導的に設置し、環境学習の教材や水循環の認識を高める。
成田市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染に係る浄水器設置補助事業	対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付するほか、浄水器を設置した日から5年を経過し、かつ、当該浄水器の所要の機能が失われている場合は補助金を再交付する。（H27.1.30改正）
	地下水汚染除去対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水バッキ処理、地下空気吸引等の汚染除去対策を実施する。
佐倉市	雨水貯留浸透施設設置工事補助金制度	治水対策の一環として、雨水貯留タンクや雨水浸透マスを住宅に設置する際の補助金交付制度をH15年10月より施行。＜H27年度実績＞助成件数 貯留施設 18件、浸透施設 0件
東金市	地下水水質調査	有機塩素化合物による汚染の有無を確認する。
旭市	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道未供用区域にて硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された世帯に対し、浄水器の購入・設置費の2分の1（上限：10万円）を助成する。

市町村名	名 称	内 容
習志野市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を調査し、汚染原因者に対して汚染物質の除去等を指導することで、貴重な地下資源である地下水の保全を図る。併せて、ほう素・ふっ素についての調査を実施する。
柏市	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。
市原市	地下水水質分析	市内16ヶ所の井戸を選定し、地下水の水質調査を実施した。
流山市	地下水水質調査	市内6ヶ所で地下水の水質調査を実施
八千代市	地下水汚染対策・調査	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため観測井戸等の水質調査を実施した。
我孫子市	地下水水質調査	過去に揮発性有機化合物(VOC)等による地下水汚染があった地域における地下水(井戸水)水質の調査。汚染物質が検出されている井戸における「定期調査」と、その周辺の井戸における「概況調査」を実施。
鴨川市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
君津市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による地下水汚染状況のため実施。年3回(6月、10月、2月) 測定項目(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー)
富津市	地下水水質調査	有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。
四街道市	地下水水質調査	有機化合物等による地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染防止対策事業	テトラクロロエチレン検出井戸等の水質調査や揚水爆気処理による汚染除去対策を実施。また、トリクロロエチレンによる地下水汚染範囲の確認調査を実施。
八街市	地下水水質調査	市内65ヶ所の井戸を選定し、水質調査を実施。
印西市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。
	地下水水質調査	市内10箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。
白井市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を把握するため水質調査を実施する。
	地下水水質調査	市内の飲用井戸10ヶ所を選定し、水質調査を実施する。
富里市	浄水器設置補助金	居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配管が埋設しておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、当該地下水に含まれる硝酸性窒素等が環境基準に適合していない方に対し、浄水器の購入設置費の1/3(上限7万円)を補助する。
匝瑳市	地下水水質調査	市内7ヶ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。
香取市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。
	地下水水質調査	市内2地区、62ヶ所の飲用井戸を選定し、水質調査を実施。
山武市	地下水水質調査事業	市内で選定した箇所の水質検査を行なう。
いすみ市	地下水水質検査	市内地下水の水質検査(25ヶ所)
神崎町	地下水水質調査	町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する。
	飲料水水質検査補助事業	飲料水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、補助金を交付する。
東庄町	地下水汚染防止対策事業	町内5ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
九十九里町	地下水検査事業	3ヶ所実施。
芝山町	飲料水の水質検査費用助成事業	家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施したものに、その経費の一部を助成。
	浄水器設置又は井戸掘替費補助事業	安全な飲料水を確保するため、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、ヒ素」が水質基準を超えた場合。浄水器設置費用または井戸の掘替費用の一部を補助
一宮町	地下水汚染水質調査	町内10箇所の井戸の水質を調査する。
長柄町	地下水水質検査	2箇所実施
長南町	地下水水質調査	熊野の清水を含め地下水水質調査6ヶ所調査実施する。
大多喜町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物(4項目)による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

サ リサイクル・分別収集

市町村名	名 称	内 容
千葉市	家庭ごみの5種19分別収集	家庭ごみの5種19分別収集を実施。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ(5種類)、資源物(ビン(3種類)、缶、ペットボトル、古紙・布類(6種類))をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集(電話及びインターネットによる申込み(有料))している。
	集団回収	自治会、子供会、老人会等が、古紙・布類の資源物を自主的に回収する活動に対し補助金を交付している。
銚子市	一般廃棄物の分別収集	ステーション収集(10分別) 可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装。拠点回収 牛乳パック、白色トレイ。
市川市	12分別収集	H14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施。 収集区分:燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみ(大型ごみは戸別有料収集)
	生ごみ堆肥化事業	小学校等の給食から出る生ごみを各施設に設置してある生ごみ処理機により一次処理したものを、堆肥の原料として使用していたが、現在、東日本大震災に伴う放射性物質の影響により堆肥の製造を中止している。
船橋市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、ビン・カン、金属類、ペットボトルの回収を実施。
館山市	ごみの分別収集	H27年4月から、分別区分を見直し、10品目の分別収集を実施した。 種類:燃せるごみ、粗大ごみ、金属類、ガラス類、プラスチック製容器包装(白色トレイ、発泡スチロール含む)、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック。
木更津市	12分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑誌、雑紙、段ボール、新聞、紙箱、紙パック、衣類、粗大ごみの12分別収集を実施。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。

市町村名	名 称	内 容
松 戸 市	8 分別収集	①燃やせるごみ②リサイクルするプラスチック③その他のプラスチックなどのごみ④陶磁器・ガラスなどのごみ⑤粗大ごみ⑥有害ごみ⑦資源ごみ⑧ペットボトル (粗大ごみのみ有料)
	リサイクル活動奨励金制度	リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。(紙類等・缶・ガラスびん類・ペットボトル)
野 田 市	資源再利用促進助成金制度	資源再生利用促進助成金制度
	リサイクルフェア	毎年 10 月に 3 R の推進として、フリーマーケット、古本市、ポスター展を開催。
	リサイクル展示場	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。
茂 原 市	資源ごみ回収	ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を資源ごみとして回収。
成 田 市	分別収集	H24 年 10 月から 9 分別：可燃ごみ、プラスチック製容器包装(プラマークのあるもの)、ペットボトル、ビン・カン、金物・陶磁器・ガラス類、有害ごみ、紙類、衣類・布類、粗大ごみ ・使用済み天ぷら油拠点回収を実施。
	リサイクル運動推進事業	地区住民等で構成するリサイクル実施団体(自治会・子供会等)に、資源物の回収量に応じて奨励金を交付している。
	リサイクルプラザ維持管理運営事業	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。
佐 倉 市	分別収集	全 13 種類(もやせるごみ、うめたてごみ、金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光管、インクカートリッジ)の分別
	資源リサイクル	金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光管、インクカートリッジ
	資源回収報償金	ビン、カン、古紙、古繊維、紙パック 3 円/1kg
	ペットボトル回収	拠点回収(30ヶ所)により、ペットボトル回収を実施。
	グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化し、リサイクルを行う。(委託事業)
東 金 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに分けて収集、不燃ごみはビン類と金属類、資源ごみはカンとペットボトルに分かれる。
	リサイクル	市内 8ヶ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、古着の回収を行う。
	ごみ資源化推進事業	資源ごみ回収を行った団体に対し、奨励金を交付する。
	廃食用油リサイクル	家庭から排出される食用油を拠点回収。
旭 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器包装類・紙・布類)及び粗大ゴミ(直接搬入)に分類。
	資源ごみ集団回収促進事業	資源ごみ回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。(5 円/kg以内)
	リサイクル情報コーナー	一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場を提供して、リサイクル意識の啓発及び高揚を図る。
習 志 野 市	ごみの分別収集	燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、資源物(ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類)、粗大ごみに分類。燃えないごみとビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザ内の前処理施設で選別、圧縮、梱包等の処理を行っている。
	有価物回収運動奨励事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金(4 円/kg)、回収業者への補助(4 円/kg)を実施。
	使用済小型家電の回収	家庭から排出される使用済小型家電について市内 10 ヶ所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を H27 年 2 月 13 日から開始した。
	リサイクルプラザ事業	リサイクルプラザ内の再生施設では、木製家具等をリサイクルし、市民に提供している。(委託) また、リサイクルに関する各種教室などの啓発事業も行っている。(直営)
柏 市	資源回収事業(旧柏地域)	資源品(古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル)の収集及び選別加工を委託。
	〃(旧沼南地域)	資源ごみ(古紙・古布・金属類・ビン)及びペットボトルの収集及び選別加工を委託。
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ回収は、旧柏地域は直営及び委託、旧沼南地域は委託。圧縮保管は委託。
	柏市リサイクルプラザ家具・自転車修繕等事業	柏市リサイクルプラザリボン館において、家具・自転車の修理及び販売を委託により実施。
	使用済み小型家電リサイクル事業	回収ボックスの設置による拠点回収を行い、福祉事業所にて解体したのち資源化。
勝 浦 市	分別収集	ごみの 16 種類分別収集を実施している(燃やせるゴミ、空き缶・ガラス類、金物類、ペットボトル、衣類、新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑誌類、無色ビン、色付きビン、粗大金物、廃乾電池、粗大ゴミ、プラスチック製容器包装、その他プラスチック)。
	廃食用油のリサイクル	市内 4 ヶ所に回収箱を設置し、家庭から出る廃食用油を回収している。
市 原 市	分別収集	H24 年 10 月からペットボトルについて従来の拠点回収に加え、ステーション収集を開始した。また、蛍光管の有害ごみとしての分別収集を開始し、17 分別を実施している。(燃やすごみ、燃やさないごみ、スプレー缶、ライター、灰・ガレキ、廃乾電池、蛍光管、粗大ごみ、資源物(雑誌、段ボール、紙パック、新聞紙、雑がみ、缶、びん、布類、ペットボトル)) ※資源物の収集は委託。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
	市原市リサイクルフェア	市民団体と事業者で構成する実行委員会が、フリーマーケット等のごみ減量とリサイクルに関する啓発事業を行う。
流 山 市	リサイクル活動「集団回収」	自治会等の団体が中心となり、資源物である紙類、ビン類、金属類、布類をリサイクル活動実施団体が中心となって集め、再生資源登録業者が回収し資源化するものであり、各団体には回収量に応じて報償金を支給し、再生資源登録業者には奨励金を交付する。
	5 種分別収集	家庭ごみの出し方・分け方は、「燃やすごみ」、「プラスチック類」、「ペットボトル」、「燃やさないごみ」、「有害・危険ごみ」の 5 種分別を実施。
	リサイクルプラザ・プラザ館事業	ごみ減量・資源化に関する講座及び教室、ごみ減量化促進ポスターコンクール、ガレージセール等を開催し、各家庭から出された粗大ごみの中から、まだまだ使える家具と自転車を修理再生し、安価で販売している。

市町村名	名 称	内 容
八 千 代 市	分別収集	分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、紙パック）
	食品トレイ回収	H12年7月から公共施設等で拠点回収実施。
	リサイクルフェア	リサイクルやごみ減量を啓発するイベント。
	フリーマーケット	不用品のリサイクルの場を提供。
	集団回収	資源回収団体に奨励金、回収業者に特別協力金を交付している。
我 孫 子 市	資源化事業	資源の分別収集を10種16分別で実施。（古紙類、古繊維類、びん類、缶類、金属類、その他プラ、食用油、有害再生物、ペットボトル、剪定枝木）H19年6月から学校等の公共施設から出る給食残渣の資源化を実施。H20年1月から、一部地域の一般協力家庭の生ごみの資源化を実施。資源の収集、処分は委託。剪定枝から放射性物質が検出されたため、H24年7月から「燃やせないごみ」に変更。資源化の再開は未定。
	クリーンフェスタ開催	リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量とリサイクルの推進を目的としてH15年度から実施している事業で、フリーマーケット、パネル展示などを実施。（放射性物質を含む汚泥や焼却灰を敷地内に保管していることから24年度から開催を中止。現在、汚泥や焼却灰の保管はしていないが、新炉建設の計画で現有施設の解体工事を順次着工するため再開は未定。）
鴨 川 市	資源ごみ集団回収推進事業	資源ごみ回収団体に、補助金を交付。（1円/kg）
	リサイクルマーケット	フリーマーケット形式で、各家庭の不用品を持ち寄り、有効利用を図る。
鎌 ヶ 谷 市	分別収集	ごみの12種類分別収集を実施している。（燃やせるごみ、金物類、ガラス・セモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール・白色トレイ、粗大ごみ）
	ごみの分別収集	分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみ
	リサイクルフェア	リサイクル啓発イベントで、リサイクル製品の販売やパネル展示を開催。（年1回）
	有価物回収運動	ごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体（PTA）及び回収団体（有価物資源組合）に対し回収量に応じた奨励金を交付する。
君 津 市	使用済小型家電の回収	市内にある公共施設6か所及びクリーンセンターしらさぎ（柏市藤ヶ谷）に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収及びリサイクルの実施。
	リサイクルプラザ事業	H9年4月から君津市リサイクルプラザを設置 減量化施設の種類・内容等 リサイクルプラザ：粗大ごみ及び不燃ごみの破碎・分別・圧縮
	資源ごみ分別収集事業	分別の種類・品目 生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック 14品目 リサイクル事業：直営・委託 透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託
	資源ごみ集団回収推進事業助成金	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付。助成金・団体2円/kg、組合1円/kg
富 津 市	資源ごみ回収事業推進協力団体交付金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付。
	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
浦 安 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみの分別収集を実施。
	分別収集	5分別（可燃、不燃、粗大、有害、資源）資源物は紙類、びん、缶、ペットボトル
	牛乳パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装回収、小型家電リサイクル事業	市役所、各公民館で回収箱を設置。
	集団資源回収	自治会、子供会、PTA等の団体が紙類や繊維類の資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。（5円/kg）
四 街 道 市	廃食油、古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回収。
	分別収集	11分別（可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん類）、資源物（缶類）、資源物（古紙）、資源物（繊維）、資源物（ペットボトル）、資源物（廃食油））
袖 ヶ 浦 市	再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体及び実施団体が回収した資源物を適正なリサイクルルートにのせる資源組合に対して、回収量等に応じて補助金を交付。
	資源回収活動推進事業	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している（4円/1kg）。
八 街 市	分別収集	可燃・不燃・粗大・ビン・カン・紙・布・ペットボトル・有害ごみ・使用済小型家電
	資源回収実施奨励金	資源回収実施団体（区、町内会、子供会等）に対し、奨励金を交付。回収品目：古紙類、スチール缶、アルミ缶、びん類。
	使用済植物性食用油の回収	H22年1月から実施。毎月第2水曜日に拠点回収。
印 西 市	廃食油リサイクル	家庭から排出される食用油を市内15ヶ所にて拠点回収。
	有価物集団回収奨励金	子ども会、高齢者クラブ等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	使用済小型家電リサイクル	市内15ヶ所に回収ボックスを設置し使用済小型家電を回収。
白 井 市	分別収集	資源物（缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集。
	資源回収運動奨励金事業	子ども会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	リサイクルマーケット	市役所駐車場を利用し、年2回開催している。
	廃食油リサイクル	出先機関等に回収バケツを設置し、集まった廃食油をインク原料等としてリサイクルする。
	分別収集	資源物（缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集。
富 里 市	生活用品交換広場事業	家庭で不用になった品物を有効活用するため、市民に情報を提供。
	使用済小型家電回収事業	出先機関等に回収ボックスを設置し、集まった小型家電を電子部品等としてリサイクルする。
	リサイクルフェア	毎年11月、ごみの減量・資源の有効利用啓発イベントとしてフリーマーケットやパネル展示を開催。
富 里 市	資源回収運動	資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。
	分別収集	8分別（可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、体温計、紙パック）で収集。

市町村名	名 称	内 容
南 房 総 市	分別収集	家庭ごみを可燃ごみ、空き缶、金物類、空きビン、ガラス・せとの類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、古紙・布類の9分別による、ごみステーションでの収集を行っている。また、粗大ごみを有料で、電話申込による戸別収集を行っている。
	バイオディーゼル燃料製造事業	ごみの減量化・資源化及び地球温暖化対策の一環で、市民や市内学校給食センター、保育所などから廃食用油を回収し、公用車（ごみ収集車）の軽油代替燃料としてバイオディーゼル燃料を製造し活用している。
	エコキャップ運動	市民等よりペットボトルのキャップを回収し、リサイクルによる売却益を寄付して発展途上国の子供たちにワクチンを届けるというもので、市が収集拠点となり運動を啓発・推進している。
匝 瑳 市	資源ごみ集団回収促進事業	市民団体による集団回収に対し補助金を交付する。
	ごみの分別収集	3分別（可燃、不燃、資源）で収集。さらに資源ごみは種類ごとに分かれる。
	使用済小型家電の回収	H26年度から、市内7か所に回収ボックスを設置し、有用金属を含む使用済小型家電の回収を行っている。
香 取 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル・ダンボール）の収集を実施。
	フリーマーケット	各種イベント開催時に実施。
	リサイクル情報コーナー	家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。
	再資源化物回収奨励金	自治会、PTA等の資源ごみの回収を実施した団体に対して、奨励金を交付
山 武 市	資源回収運動奨励金	自治会、PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、奨励金を交付する。（3円/kg）
	リサイクル倉庫事業	リサイクル倉庫を設置し、段ボール・新聞紙等の回収を実施。
い す み 市	ごみの分別収集	市及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ（ガラスせとの類・金属類）、資源ごみ（カン・ビン・ペットボトル・古紙類）の分別収集を実施。
	資源再生利用促進事業	各種団体が行う資源回収に対して奨励金を交付する。（3円/kg）
大 網 白 里 市	分別収集	分別収集については7種類（可燃ごみ、ビン・ガラス、カン、ペットボトル、金属類、乾電池、蛍光灯・体温計）
	資源再生利用促進奨励金交付事業	S57年4月1日適用 資源の収集を市内の区・自治会その他の営利を目的としない各種団体に実施した場合奨励金を交付する。
	廃食用油回収事業	H14年から実施。家庭で使用された食用油を市内3ヶ所で回収。
	リサイクル回収倉庫	H20年5月から売払い実施 市内4ヶ所設置（雑誌、新聞、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、一部で雑がみ回収）
	生ごみ堆肥化処理機設置費補助事業	生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器・EM容器を購入し、設置した住民に補助金を交付する。①機械式処理機：1世帯1基②コンポスト容器：1世帯2基③EM容器：1世帯2基 ④家庭用小型剪定枝破砕機1基：購入額の1/2で、1基あたり20,000円を限度とする。
酒 々 井 町	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付。
	ペットボトル回収事業	協力店（2店）で回収し、リサイクルを実施。
	蛍光管、乾電池回収事業	協力店（蛍光管6店、乾電池7店）及び役場で回収し、リサイクルを実施。
	分別収集	全8種類（もやせるごみ、もやせないごみ、ビン、カン、粗大ごみ、ペットボトル、廃蛍光管、廃乾電池）
栄 町	分別収集	5分別（可燃、不燃、資源、有害、粗大）で収集。資源ごみとしては、びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。
神 崎 町	再資源化物回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1kg当り3円の奨励金を交付。
	資源物回収所設置	資源物回収所を設置し、新聞紙、チラシ、ダンボール、牛乳パック、衣類を回収している。
多 古 町	分別の種類	可燃、資源8分類（プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類）、不燃、粗大
	リサイクルの日	年2回（10月、3月）古紙・衣類を回収する。
	フリーマーケットの開催	なのはな祭りの一環としてフリーマーケットを開催する。
東 庄 町	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル・紙類・衣類）の分別収集。
九 十 九 里 町	資源回収運動	PTA、子ども会等の団体による資源回収運動について、奨励金を交付する。（3円/kg）
	ごみ分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、金属類、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、粗大ごみの分別。
	リサイクル	町内3箇所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボールを回収。
芝 山 町	廃棄物資源化回収事業	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付。（3円/kg）
	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
横 芝 光 町	分別収集	光地域では、3分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）で収集。横芝地域では、4分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ）で収集。
一 宮 町	エコキャップの回収	役場庁舎と公民館の2箇所に回収箱を設置し、町民からペットボトルキャップを回収し、途上国の子供たちにワクチンを届けるというもの。
睦 沢 町	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施。
長 生 村	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施。ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。
長 柄 町	資源ごみの定期回収	長生郡市広域市町村圏組合で実施。分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類をゴミステーションにて回収。
長 南 町	資源ごみ収集	資源ごみをゴミ集積所で月1回収集（ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・雑紙・衣類・紙パック等）
	入歯リサイクル	役場に入歯回収ボックスを設置して入歯の金属を「日本入歯リサイクル協会」に送りユニセフに寄付している。
	リサイクルマーケット	住民に地球温暖化防止の意識高揚を図り、ゴミ減量化・再商品化・3Rを推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催している。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
御 宿 町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内23か所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。（可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別）

シ ごみ減量化対策

市町村名	名称	内容
千葉市	生ごみ減量化処理機購入費補助事業	販売価格(税込)の1/2、上限3万5千円、同一住居あたり5年で1基まで補助
	生ごみ肥料化容器購入費補助事業	販売価格(税込)の2/3、上限4千円、同一住居あたり5年で2基まで補助
	段ボールコンポスト購入費補助事業	販売価格(税込)の2/3、上限4千円、同一住居あたり1年で2基まで補助
	ごみ減量のための「ちばルール」推進事業	「ちば型」の資源循環型社会実現を目指し、小売業者等とごみ減量のためのちばルール行動協定を締結
	千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の推進	焼却ごみ量を削減し、3清掃工場から3用地2清掃工場運用体制への移行の実現とその後の安定的な処理体制の確立を目指す。このため、生ごみの減量や雑がみの分別のさらなる促進等を図る(H29.3月策定予定)。
銚子市	家庭ごみ手数料徴収制度	家庭ごみの減量・再資源化の推進及びごみ処理費用負担の公平化のためにH26年2月1日から導入。 【対象】可燃ごみ・不燃ごみ 【手数料額】0.8円/ℓ ・可燃ごみ 45ℓ(36円/枚)、30ℓ(24円/枚)、20ℓ(16円/枚)、10ℓ(8円/枚) ・不燃ごみ 20ℓ(16円/枚)、10ℓ(8円/枚)
	生ごみ処理機等購入費補助	市内で生ごみ処理機等を購入した市民に補助金を交付。これまでの電動式処理機に加え、コンポストへも補助を拡大。
市川市	銚子市使用料及び手数料条例	可燃袋(15ℓ相当)177円/10枚、可燃袋(20ℓ相当)206円/10枚、可燃袋(30ℓ相当)319円/10枚、可燃袋(45ℓ相当)466円/10枚、不燃袋(45ℓ相当)466円/10枚、資源ごみ袋(20ℓ相当)103円/10枚、資源ごみ袋(45ℓ相当)187円/10枚
	ごみ減量化・資源化協力店制度	簡易包装・マイバッグ運動等のごみ減量に取り組む販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。
	市川市廃棄物減量等推進員(じゅんかんパートナー)制度	H5年度から事業実施。市から委嘱された推進員が、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)といった3Rの推進やごみの減量について、市民と市が協働で推進するために設置された。 <H27年度実績>じゅんかんパートナー186人 報酬1,000円/月
	生ごみ堆肥化容器補助事業	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器の購入費の一部を補助している。 <H27年度実績>コンポスト容器:76基 ※1基当たりの補助金額は、購入費の半額(上限3,000円)
船橋市	指定ごみ袋制度	燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カンについては、透明または半透明の袋に入れての排出も可
	生ごみ処理機購入費助成	コンポスト容器等:1世帯につき2基まで購入価格の1/2 上限3,000円で助成。
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。 金額は各小売店に任せているため把握していないが、収集料金は無料。
館山市	粗大ごみの有料化	H14年10月から実施。360円～
	可燃物用指定袋制度	可燃ごみについて指定袋制を導入(H14年7月～)。 H21年1月1日から料金改定。45ℓ(50円/枚) 20ℓ(30円/枚) 10ℓ(20円/枚)
木更津市	粗大ごみ収集の有料化	H25年4月から実施。粗大ごみ1点につき500円。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチックについて指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度	コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格(消費税等を除く)の1/2の額で6,000円を限度。 機械式生ごみ処理機は、1世帯1機までで購入価格(消費税等を除く)の1/2の額で25,000円を限度。
	粗大ごみ収集の有料化	H13年4月から実施。粗大ごみ1点につき800円。
松戸市	小動物の死体の収集の有料化	S49年4月から実施。H10年4月から1体につき2,000円。
	生ごみ処理容器等購入費補助事業	家庭用生ごみ処理容器等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。 生ごみ処理容器 購入金額の1/2(上限6,000円) 生ごみ減量化機器 購入金額の1/3(上限20,000円) (H27年度実績) 911,200円
	指定ごみ袋制度	年間120枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。(20ℓ:85円/枚、30ℓ:125円/枚、40ℓ:170円/枚)
野田市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋(5種類)、収集料金:無
	ごみ減量協力店制度	市内店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力をお願いしている。
	生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。
茂原市	剪定枝等無料回収	市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収。
	茂原市生ごみ堆肥化容器設置推進事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスター・EM容器について補助額を差し引いた価格で販売。
成田市	生ごみ処理機購入費補助事業	生ごみ処理機の購入価格の1/2を助成。(上限18,000円)
	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋(5種類)、収集料金:無
佐倉市	家庭用ごみ減量器具設置費補助事業	一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
	生ごみ処理器補助制度	コンポスト容器補助 購入費の1/3(上限2,000円) 生ごみ処理機補助 購入費の1/4(上限10,000円) 発酵菌容器補助 購入費の1/3(上限2,000円)
	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋(もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)
東金市	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し、補助金を交付する。限度額2.5万円
	指定ごみ袋制の導入	可燃ごみ袋(45ℓ:35円/枚、30ℓ:25円/枚、20ℓ:15円/枚)
旭市	生ごみ処理機等購入費補助	家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。電動生ごみ処理機の場合、購入価格の1/3で、15,000円を限度とする。
	ゴミの有料化	可燃用(大30ℓ:450円/10枚、小15ℓ:250円/10枚)、不燃用(450円/10枚)、資源用(カン、ビン、ペットボトル、その他プラスチック 各250円/10枚)
	旭市廃棄物減量化推進員の設置	一般廃棄物の適正処理、分別排出及び資源化を推進し、一般廃棄物の減量化を図る。旭市廃棄物減量化推進員設置要綱(H25年4月1日制定)

市町村名	名 称	内 容
習 志 野 市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会の開催と環境美化推進員を対象とした廃棄物等に関する講習会の開催を行う。
柏 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付。 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の1/2、上限1万円 ・機械式の生ごみ処理容器：本体購入価格の1/3、上限1万円
	指定ごみ袋制度	指定ごみ袋制度：有 (旧柏地域：可燃ごみ、容器包装プラスチック類)(旧沼南地域：燃やすごみ、プラスチックごみ)
勝 浦 市	生ごみ処理容器等補助事業	ゴミの減量化推進事業の一環として、条件にあった生ごみ処理容器等の購入者に対し補助金を交付する。
	ゴミの有料化	H20年7月から実施。 ・可燃用指定ごみ袋 200:20円/枚、300:30円/枚、400:40円/枚 ・可燃ごみの自己搬入 10kgあたり手数料40円
	粗大ゴミの有料化	H20年7月から実施。 ・戸別収集 1点あたり500円(粗大ごみ処理券購入) ・自己搬入 10kgあたり手数料60円
市 原 市	生ごみ肥料化容器及び処理費購入費補助制度	生ごみ肥料容器：購入価格(1基)の1/2で限度額3,000円、1世帯あたり2基まで。 生ごみ処理機：購入価格(1基)の1/3で限度額20,000円、1世帯あたり1基まで。
	ごみ減量化・リサイクル推進店	ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定。
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。
	指定ごみ袋	燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。
	粗大ごみ有料化	H14年4月から実施。戸別収集 1点あたり1,230円、自己搬入 10kgあたり200円
流 山 市	循環型生ごみリサイクル事業	学校給食から排出される食物残渣を堆肥にする大型生ごみ処理機を導入し、資源循環型ネットワークを構築するとともに、ごみ減量・資源化に向けてできることを児童生徒に認識してもらう事業。
	リサイクル推進店	資源物の店頭回収やレジ袋削減、簡易包装などの取り組みを積極的に行う店舗を「リサイクル推進店」として認定し、循環型社会の形成を目指す。
	廃棄物減量等推進員	循環型社会の構築へ向け、地域のごみ減量リーダーとして自治会から推薦された方を、「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱する。
	多量排出事業者の減量指導	一定規模以上の事業用建築物を有する事業者、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務づけ、ごみ減量を図る。
	剪定枝の資源化	市内で発生した剪定枝を森のまちエコセンターに堆肥化し販売していたが、福島第一原発事故の影響により、現在は休止。
八 千 代 市	廃棄物減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民他で構成。推進員は自治会推薦。
	生ごみ堆肥化容器等購入費補助	購入費の6割補助で限度額はコンポスト式3,000円、電気式20,000円。
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度	H12年7月1日から実施。(400→24円/枚、300→18円/枚、200→12円/枚、100→8.5円/枚)ただし、100はH23年8月から
	粗大ごみ有料化	H17年7月1日から実施。
我 孫 子 市	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。 機械式生ごみ処理機(本体価格の1/2、上限30,000円)コンポスト容器(本体価格の2/3、上限3,000円)ポカシ容器(本体価格の2/3、上限3,000円)
	ふれあい工房	ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。 粗大ごみとして回収した家具を修理し、バザーで販売。木工教室や紙パックで和紙づくりなど各種リサイクル教室の開催。おもちゃの病院やリフォーム・リペア相談なども実施。
	我孫子市再資源化事業	一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付。 古紙、古繊維、空きびん、金属類(缶含む)を対象に5円/kg、1世帯当たり10円/月
	ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度	H16年4月からリサイクル活動を実施している各事業者、認定とともに実施する事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」として認定し、広報やHPで市民にPRしている。
鴨 川 市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	コンポスト容器購入費補助金(購入費の1/2の額。上限3,000円)。 生ごみ処理器購入費補助金(購入費の1/2の額。上限30,000円)。 EM生ごみ処理容器購入費補助金(購入費の1/2の額。上限3,000円)。
	ごみ有料化制度	燃やせるごみ50円/450袋、20円/200袋(袋代別)
鎌 ヶ 谷 市	指定ごみ袋制	燃やすごみ、プラスチック製容器包装類について指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	H8年10月から有料化を実施。粗大ごみ1点につき、直接持ち込み：430円・戸別収集：860円
	買い物袋の持参推進運動	市内にある推進運動加盟店にてレジ袋を辞退するとスタンプを1つ捺印し、一定数のスタンプが集まると市指定ごみ袋又はオリジナル買い物袋と交換している。
	生ごみ処理容器等購入費助成制度	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助している。
君 津 市	指定ごみ袋制度	可燃・不燃ごみについては、指定ごみ袋を購入する。 小袋20円/枚、中袋30円/枚、大袋40円/枚 ※1袋10枚入りで販売している。
	剪定木等処分委託	剪定木の処理手数料 50kg以下の場合は10kgあたり80円 50kgを超える場合は10kgあたり170円
	生ごみ肥料化容器購入設置助成金	生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の1/2 限度3,000円、1世帯2容器まで。
	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基まで。
富 津 市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックを指定ごみ袋で回収する。

市町村名	名称	内容
浦安市	事業系少量一般廃棄物指定収集袋導入	少量排出事業者の適正処理と分別・再資源化の促進、燃やせるごみの減量を目的に、H18年1月4日から事業系有料指定袋を導入した。その後、H19年7月2日から資源物の事業系有料指定袋を導入した。(燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋220円、22.50袋110円、資源物(びん・缶・ペットボトル用)450袋110円、22.50袋55円、紙類用55円) また、受益者負担の適正化とごみ減量意欲の向上を目的に、クリーンセンターに持ち込む一般廃棄物処理手数料が変更になったことに伴い、事業系少量一般廃棄物指定ごみ袋の価格も変更になった。(燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋280円、22.50袋140円、資源物(びん・缶・ペットボトル用)450袋各140円、22.50袋各70円、紙類用70円、差額シール15円、60円) H26年4月1日より、消費増税に伴い一部のごみ袋代を変更(燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋290円)。
四街道市	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物すると20回で可燃ごみ指定袋(小)5枚と交換
	エコショップ認定制度	ごみの減量やリサイクル等環境に配慮した取組みを行っている市内小売店をエコショップとして認定する。
袖ヶ浦市	ごみ指定袋制事業	燃やせるごみ、燃やせないごみ共通(40L:16円/枚 30L:13円/枚 20L:11円/枚)
	粗大ごみ有料化事業	戸別収集 1点あたり500円または1,000円、自己搬入 10kgあたり100円
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金事業	生ごみ肥料化容器 購入額の1/2 上限3,000円 機械式生ごみ処理機 購入額の1/2 上限25,000円
八街市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(特大・大・小)、カン、ビン、不燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、乾電池
	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器:購入金額の2/3、上限3,000円の補助 生ごみ処理機:購入金額の2/3、上限40,000円の補助。
	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、プラスチック製容器包装の指定袋を導入。
	リサイクル情報広場の設置	不用品情報コーナーの設置。
印西市	ごみ分別推進事業	スーパーや公民館等での啓発活動の実施。
	ノーレジ袋デーの制定	毎月5日を「ノーレジ袋デー」に制定。
	マイバッグ普及促進協力店制度	市内においてマイバッグの持参を積極的に推進している店舗を広く市民等に推奨し、その活動を支援する。
	廃棄物減量等推進員(クリーンアドバイザー、クリーンパートナー)	町内会からの推薦によるクリーンパートナー(74名)、市の事業等に協力するクリーンアドバイザー(10名)を委嘱。
白井市	生ごみ処理容器等購入費助成金事業	生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し助成金を交付している。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(大、中、小)、不燃ごみ(小)、資源ごみ(大)の3種
	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点について、品目により350円~1,750円 H19年4月1日から開始
	指定ごみ収集袋	可燃ごみ、可燃ごみ(小)、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトルの5種類。 価格は販売先で決定し、収集料金は無料。
富里市	生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	生ごみ堆肥化容器等購入者に対し、助成金を交付する。 生ごみ堆肥化容器:購入費の1/2(100円未満切り捨て)上限3,000円 生ごみ堆肥化機器:購入費の1/2(100円未満切り捨て)上限25,000円
	エコショップ認定制度	ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店を富里市ごみの減量・リサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクル運動の促進を図る。
南房総市	ごみ指定袋	可燃ごみ 450:520円/10枚、300:420円/10枚、200:310円/10枚、100:160円/10枚
	生ごみ処理容器等購入費補助事業	コンポスト容器 購入価格の1/2 上限3,000円 EM生ごみ処理容器 購入価格の1/2 上限3,000円 生ごみ処理機 購入価格の1/2 上限30,000円 ※1世帯当たりコンポスト容器及びEM生ごみ処理容器はあわせて2基まで、生ごみ処理機は1基まで
	レジ袋削減運動(3つの買い物運動)	3つの買い物運動(簡易包装普及・過剰レジ袋お断り・買い物袋持参)として、環境学習会参加者等にエコバックを配布し、広報紙やホームページを活用して、啓発普及を実施している。
匝瑳市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋大・不燃ごみ袋各1枚40円、可燃ごみ袋小・資源ごみ袋大・資源ごみシール各1枚20円、資源ごみ袋小1枚10円
	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000円+400円/100kg
	生ごみ処理機等購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。
	生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度	生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付。 生ごみ処理容器(購入金額の1/2、限度額3,000円) 生ごみ処理機(購入金額の1/2、限度額20,000円)
香取市	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正	H20年10月1日、廃棄物処理手数料「家庭廃棄物用指定袋(可燃ごみ用)」の改正 旧佐原市及び旧栗原町 大袋1袋につき40円。中袋1袋につき30円。小袋1袋につき20円
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋(大:51円、中:40円、小:28円) 不燃ごみ袋(大) ビンカン(大、小) ペットボトル(大)
	リサイクル拠点施設の整備	香取市循環型社会形成推進地域計画(H24年10月改訂)に沿って、香取市リサイクル拠点施設を建設。 施設名:佐原清掃事務所、設置場所:香取市大崎1900番地、処理能力:4.7t/日(ストックヤード414㎡) 再資源化物の収集や枝木の破砕(チップ)及び発泡スチロールを減容処理することにより、資源化を推進する。
山武市	家庭用生ごみ堆肥化装置設置補助事業	生ごみの減量化を目的とし、生ごみ堆肥化装置の設置者に対し、補助金を交付する。(1/2以内。2万円限度)
いすみ市	指定ごみ袋	可燃ごみ袋 大(450)50円/枚、中(200)30円/枚 資源ごみ・不燃ごみ袋 大(450)50円/枚、中(200)10円/枚
大網白里市	家庭ごみ処理の有料化事業	H21年10月1日施行 可燃ごみ袋 特大:350円 大:250円 小:150円
	ごみ減量化推進事業	環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指すため、ごみ問題の現状を広く住民に理解してもらうように情報を提供し、ごみ減量・資源化の啓発活動を行う。そのため、ホームページの情報充実、3R啓発用パンフレットや市広報誌で周知をしていく。
	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集。

市町村名	名称	内容
酒々井町	指定ごみ袋	可燃・不燃・ビン・カン の 4 種指定
	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	生ごみ処理機補助 購入金額の 1/2 上限 20,000 円 コンポスト容器 購入金額の 1/2 上限 3,000 円
	粗大ごみ有料化	有料戸別収集 (処理券 500 円、処理袋 250 円)
栄町	栄町生ごみ減量化機器等購入設置助成金交付要綱	生ごみ減量化機器 購入価格の 2/3 上限 30,000 円 1 世帯 1 基 生ごみ処理容器 (EM 容器) 購入価格の 2/3 上限 2,000 円 1 世帯 2 基
	資源回収運動奨励金交付要綱	再生可能な有価物の資源化を積極的に推進するとともに、ゴミの減量化を図るため活動団体 (自治会・子供会等) 資源回収運動奨励金を交付し、町民の環境浄化や廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類: 紙、繊維類、金属類
	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	手数料・燃やすごみ袋 大 47 円 中 26 円 小 16 円、資源物袋 大 20 円 中 15 円 小 10 円、資源物シール 20 円、燃やさない・有害ごみ袋 中 31 円 小 16 円、粗大ごみシール 110 円
神崎町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの 4 種指定 1 袋 35 円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助 1 個につき 3 千円 1 世帯 2 個まで 生ごみ処理機補助 購入価格の 1/2 で上限 25 千円 1 世帯 1 基まで EM 菌容器補助 1 個につき千円 1 世帯 4 個まで
多古町	生ごみ処理機設置事業	家庭用の生ごみ処理機の購入に際して、購入価格の 1/2 (最高 25,000 円) を補助する。
	指定ごみ袋有料化	可燃ごみ袋 大 (300) 40 円/枚、小 (150) 20 円/枚 不燃ごみ袋 (400) 40 円/枚 資源ごみ袋 大 (400) 20 円/枚、小 (200) 10 円/枚 資源ごみシール 20 円/枚
東庄町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の 1/2 (3 万円を限度) として、補助金を交付。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ (指定袋有 有料): 大 40L 30 円/枚、小 25L 20 円/枚 不燃ごみ・資源ごみ (指定袋有 無料): 市場価格 紙類・衣類 (指定袋無 無料)
九九里町	環境浄化推進事業	コンポスト及び家庭用生ゴミ処理機の購入者に対し、購入額の 1/2 (限度額: コンポスト 3,000 円、生ゴミ処理機 10,000 円)
	指定ゴミ袋制度	燃えるゴミ専用袋、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定
芝山町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ一 大 1 枚 40 円、小 1 枚 30 円、不燃・資源・有害 1 枚 20 円、粗大ごみステッカー 1 品 200 円
	生ごみたい肥化容器等購入設置助成金	生ごみたい肥化容器等を購入した者に対し助成金を交付。 生ごみたい肥化容器 (コンポスト・密閉容器) 購入費の 1/2 (100 円未満切捨て) 5,000 円限度。 生ごみたい肥化機器 (電気式生ごみ処理機) 購入費の 1/2 (100 円未満切捨て) 20,000 円限度。
横芝光町	ごみの有料化	光地域は、可燃 (大) 40 円/枚、(小) 20 円/枚、不燃ごみ 40 円/枚、資源 (大袋) 20 円/枚、資源 (小袋) 10 円/枚、資源 (シール) 20 円/枚。 横芝地域は、可燃 (大) 40 円/枚、(小) 30 円/枚、不燃ごみ 20 円/枚、資源ごみ 20 円/枚、有害ごみ 20 円/枚、粗大ステッカー 200 円/枚 (粗大処理料は 1 品 200 円)。
	粗大ごみ特別収集	光地域では、処分場へ自己搬入が困難な家庭に対して個別収集を行っている。基本料金 2,000 円 + 従量料金 (100 kg ごと) 400 円。家電リサイクル対象商品は別途処理料金を加算。
	資源再生利用奨励金	H18 年 3 月 27 日制定。ごみの減量化を図るため、再生可能な有価物を回収した子供会や PTA 等の団体に対し、資源再生利用奨励金を交付する。回収対象物品は、紙類・繊維類・アルミ類 (3 円/kg)、廃食用油 (20 円/l)
一宮町	一宮町生ごみ肥料化容器購入設置費補助事業	生ごみ肥料化容器を購入し設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。
長生村	生ごみ処理機購入費補助金	生ごみ処理機を購入した者に対して購入額 (消費税及び地方消費税を除く) の 1/2 の補助金を交付。上限 3 万円 (H14 年 3 月 22 日制定)
白子町	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。(コンポスター: 購入額の 1/2、限度額 3,000 円、1 世帯 2 年度につき 2 基以内・生ごみ処理機: 購入額の 1/2、限度額 20,000 円、1 世帯 5 年度につき 1 基)
長柄町	生ごみ処理容器設置補助金	コンポスト 1 基 2,350 円の補助金 1 家庭 2 基以内補助金の交付を受け設置後、5 年以上経過した者
長南町	ごみ減量化対策施設設置整備補助	コンポスト 購入価格×1/2 で 2,500 円上限 (2 基まで) EM ポリバケツ 購入価格 (2 個セット) ×1/2 で 2,000 円上限 (2 セットまで) 電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2 で 15,000 円上限
大多喜町	指定ゴミ袋	収集可燃ゴミ 有料 袋 大 50 円 小 30 円 (町指定ごみ袋の容量を (大) は 36L から 45L に変更、色は白半透明から黄色半透明に変更。)
	生ごみ処理容器等購入事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機、処理容器 (コンポスト) の購入者に対し 1 世帯あたり 2 台まで補助 (上限額 2,500 円/基)。
御宿町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト: 購入額の 1/2 以内、限度額 3,000 円とし一 世帯 2 個まで 生ごみ処理機: 購入額の 1/2 以内、限度額 30,000 円 指定袋有 (H24. 10/1~) 燃やせるごみ専用袋 450: 50 円/1 枚 200: 30 円/1 枚 (購入金額の中に一部手数料を添加している) 資源ごみ・不燃ごみ専用袋 450: 15 円/1 枚 200: 7 円/1 枚 (処理手数料の添加なし)
鋸南町	指定ゴミ袋	可燃ゴミ 1 枚あたり 200: 30 円、450: 50 円
	雑がみ分別収集	家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パックのいずれの区分にも入らない、紙箱、紙袋等の紙を分別し、資源ごみとして出してもらう。

ス 環境学習関連事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針	H17年3月策定 市民、事業者、学校、地域、民間団体、市などの各主体が、環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていく上での方向性を示すとともに、それを推進するために市が進める施策の方向性を明らかにする。
	環境学習モデル校指定事業	学校における環境学習の推進を図るため、市内の小学校6校及び中学校6校(各区1校)を環境モデル校として指定し、環境保全に関する各種の活動を実践してもらう。
	ちばし環境フェスティバル	市民に環境保全に対する意識を高めていただくため、「環境月間」・「環境の日」にあわせ、千葉市地球温暖化対策地域協議会と共同で講演会等を開催した。
	環境情報紙「エコライフちば」	一般市民を対象とした環境情報紙「エコライフちば」を年2回(各4,000部)発行した。
	環境教育教材等作成事業	小学校(4~6年生)を対象とした「ちばキッズエコ調査隊エコエコ大作戦」及び中学生を対象とした「中学生のための環境学習ハンドブック」を作成し、配布した。(配布対象:公立の小学4年生及び中学1年生全員)
	ごみ分別スクール	ごみ減量の意識向上や実践行動の普及のため、小学校4年生を対象に、3R等についての参加体験型環境学習を開催した。 ＜H27年度実績＞ 実施校113校 参加者数8,250人
	「へらそうくんルーム」	幼少期から3Rの考え方に慣れ親しむため、保育所(園)、幼稚園に通う未就学児を対象に、3R教育図書の紙芝居の読み聞かせや、ごみ分別ゲーム等を行った。 ＜H27年度実績＞ 実施か所12か所 参加者数458人
	中学生古紙分別収集隊	古紙分別の重要性についての理解を促すため、中学校の生徒会等を対象に、校内の古紙を収集する体験をし、分別による資源化量やごみ減量効果等を検証した。 ＜H27年度実績＞ 実施校6校 総回収量182.9kg
	ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」	廃棄物に関する市の施策等に関する情報を広く周知するため、市民向けの情報誌を発行した。 ＜H27年度実績＞ 発行回数1回 発行部数326,000部
	事業所ごみ通信「リサイクルクリーンちば」	事業系ごみの適正処理・減量及び再資源化の実践を促すため、事業者向けの情報誌を発行した。 ＜H27年度＞ 発行回数1回 発行部数14,400部
	今すぐ実践!ごみ減量講習会	廃棄物行政に関する興味・関心を高めるため、町内自治会等の地域団体等を対象に、ごみの分別や減量方法等について講習会を開催した。 ＜H27年度実績＞ 実施回数10回
	生ごみ資源化アドバイザー養成講座	生ごみの減量・資源化に関する知識を地域に市民に広く周知するため、生ごみに関する専門知識を有し、地域団体等に助言を行う役割を担う「生ごみ資源化アドバイザー」を養成する講座を開催した。 ＜H27年度実績＞ 受講者数21人
	エコレシビ料理講習会	可燃ごみの多くを占める生ごみを減らすため、高校生を対象に、生ごみとして捨てられてしまう野菜の皮などを無駄なく活用する調理法等を学ぶ講習会を開催した。 ＜H27年度実績＞ 実施校2校 参加者数62人
食品ロス削減啓発	食品ロスを削減するため、市民を対象に、飲食イベントと連携し、「来店者へ食べきりの呼びかけ・声かけ」や、ホテル等と連携し、「宴会4箇条」の周知、小・中学校と連携し、校内放送や給食日より等を活用した啓発を実施した。	
銚 子 市	市民ふれあい講座「ごみの出し方・分け方・リサイクルについて」	市民・学校からの要望により、生活環境課から講師(職員)を派遣し出前講座を実施
市 川 市	いちかわこども環境クラブ	地域で環境学習や実践的な活動を行っている子どもたちを中心としたグループが加入しており、市ではその活動を支援するため、環境情報や環境学習の場を提供している。 ＜H27年度末実績＞登録団体数7団体 登録者数118人
	自然環境講座	子どもから大人まで幅広い世代が市川市内の自然環境へ関心を持つきっかけを提供し、自然環境保全の担い手となる市民を養成することを目的として開催している。 市内の自然環境を訪れ、講師から参加者へ生きものや自然の特徴について解説する。 ＜H27年度実績＞開催回数6回 参加者数延べ94人
	大学との包括協定に基づく講座の開催	千葉商科大学との包括協定に基づき、環境問題に興味・関心がある市民が学ぶ場を提供している。 ＜H27年度実績＞ 受講市民人数 延べ147名
	小中学校における環境学習の支援	小中学校における環境学習を支援するため、パンフレットの作成、教材の貸出、講師の紹介などを行っている。 ＜H27年度実績＞ 回数10回 対象者数延べ615人
	事業者に対する環境学習	環境問題への取り組みを推進し、企業と行政で情報の共有を図るため、毎年環境情報交流会等を開催している。 ＜H27年度実績＞ 参加人数10名
	リサイクル施設見学ツアー	分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、リサイクル施設(ごみ処理施設)の見学ツアーを実施した。 ＜H27年度実績＞ 親子対象 実施回数1回 参加人数29人 市民対象 実施回数1回 参加人数11人
船 橋 市	夏休みセミのぬけがら調査	夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらを調べることにより、身近な自然への関心を深める目的で実施している。講師と共に、ぬけがらを収集・分類し、標本を作成する。(H27年度)全3回97名
	ふなばし環境フェア	市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展示や体験実演等を行うほか、市本庁舎内で環境パネル展を実施。(H27年度)約6,000人
	三番瀬の生き物さがし	貴重な干潟である三番瀬に住む生き物に触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深め、もって自然環境保全思想の醸成を図る。(H27年度)雨天中止
	環境新聞「エコふなばし」の配布	地域から世界規模での環境問題を取り上げ、市民等の環境保全活動の促進を目的に、年1回各戸配布する。
	自然散策会	H27年4月にリニューアルした自然散策マップを基に、市内の豊かな自然を講師による生物等の解説を聞き、楽しみながら歩く。 (H27年度)全2回46人(2回雨天中止)

市町村名	名 称	内 容
館 山 市	環境美化ポスター募集	市内小学生より募集し、表彰及び市内公共施設、商業施設に展示。(応募点数 113 点)
	春のごみゼロ週間	5月～6月に期間を設け、地区町内会、団体が市内清掃を実施した。(町内会等 139 団体)
	ごみの分別と出し方のマナーに関する出前講座	町内会や清掃事務所などを対象に、ごみの分別方法について理解を深め、実践していただくことを目的とした出前講座を行った。 ＜H26 年度実績＞ 開催回数 2 回 参加者数 41 人
	鏡ヶ浦クリーン作戦	市民、企業、団体に呼び掛け、鏡ヶ浦(館山湾)を中心とした海岸清掃を実施した。春と夏、その他海岸の状況により実施した。(参加人数 春:800 人 夏: 800 人)
	秋のごみゼロ週間	10月～11月に期間を設け、地区町内会、団体が市内清掃を実施した。(町内会等 130 団体)
木 更 津 市	リサイクルフェア	H27 年 10 月 18 日にリサイクルフェアを実施。リサイクル促進ポスターコンクール、資源ごみの回収、3R クイズ・ゲームの実施、堆肥の配布、3R 啓発パンフレットの配布。
	環境学習会	ごみの減量化及び適切な分別を図るため、市民からの要望に応じて環境学習会を実施
松 戸 市	ごみツアー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。 (H27 年度 227 名参加)
	環境学習講座	①地球温暖化問題等についての出前講座 小・中学校対象 実施なし、一般団体対象 2 回実施 (H26 年度) ②ごみ減量・分別についての出前講 小・中学校対象 14 回実施、一般団体対象 2 回実施 (H27 年度) ③未就学児 (5 歳児) を対象とした環境教育 (H27 年度 17 回実施 延べ 429 名参加)
	里やまボランティア入門講座	松戸市の緑を守り育む「緑の担い手づくり」を目的として、市民団体ネットワークと中間支援組織、そして行政の 3 者協働によるプロジェクトです。H15 年度より 14 回開催しました。(H28 年度現在)
茂 原 市	夏休み体験学習	H27 年 8 月 18 日実施。手作りのソーラークーラー作りに挑戦し、その中で地球温暖化についての学習も行った。参加人数：小学生 14 名、スト温長生 2 名
成 田 市	環境講演会	講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。 H27 年度 講師「池田清彦氏」テーマ「昆虫から診た地球診断」参加人数：153 人
	屋形船による印旛沼自然観察会	屋形船に乗船し、印旛沼に直接触れて楽しむことにより、沼の実態を市民に知ってもらおう。 H27 年度 (2 回開催) 参加人数：76 人
	リサイクル教室・フリーマーケット	一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル教室・フリーマーケット等を開催する。 H27 年度は旧清掃工場解体工事のため、フリーマーケットの開催無し。リサイクル教室は、参加者 79 人 (7 回開催)。
佐 倉 市	水辺観察会	市内の水辺環境について、講義及び野外活動を実施。 (H27 年度 1 回実施 19 人参加)
	印旛沼公開講座	(公財) 印旛沼環境基金との共催による印旛沼に関する環境学習講座。 (H27 年度 4 回開催 延べ 106 人参加)
	生きもの見つけ隊	環境保全活動を市民協働で実施している市内の谷津において、中学生以下を対象とした生きもの観察会を開催。 (H27 年度 3 回開催 延べ 86 人参加)
	屋形船による印旛沼観察会	(公財) 印旛沼環境基金との共催で、家族連れを対象に屋形船を利用した印旛沼観察会を開催し、親子で楽しみながら印旛沼の水質や自然について理解を深めてもらう。 (H27 年度 1 回開催 68 人参加)
旭 市	まちづくり出前講座「ごみの減量とリサイクルへ身近なことから始めよう」	市民 (10 人以上で構成された団体、グループ等) からの要望により、環境課から職員を派遣し出前講座を実施する。
習 志 野 市	環境フェア	市民に環境問題について考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業と協働で毎年 6 月に開催。
	環境教育の実践	市内小学校 4 年生を対象にクリーンセンター、リサイクルプラザ、谷津干潟自然観察センター等の見学を通して環境教育の実践を行っている。 H27 年度 16 校参加 参加者数 1,421 人
	リサイクル体験教室	ごみの減量化及びリサイクル促進のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル体験教室を開催。 H27 年度 23 回開催 参加人数 300 人
	谷津干潟の日	国指定鳥獣保護区である谷津干潟が H5 年 6 月 10 日にラムサール条約登録湿地に認定され、H9 に市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6 月 10 日を「谷津干潟の日」とし、H11 年に習志野市環境基本条例にて規定。 毎年 6 月に市民によるゴミ・アオサ回収や講演会などのイベントを開催。 H27 年度は 6,345 人が参加。
柏 市	柏市リサイクルプラザ市民啓発事業	柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。
	手賀沼流域フォーラム	「琵琶湖の保全から学んだ経験と、滋賀から世界への発信」をテーマに講演会を実施。
	手賀沼船上探鳥会	手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察とおして、自然環境の保全への意識高揚を図る。NPO 法人かしわ環境ステーションへの委託により実施。
	パネル展示	「地球温暖化防止への取り組みと生物多様性の保全」をテーマに、そごう連絡通路に啓発パネルを展示。
	手賀沼船上見学	手賀沼や流域河川の浄化のため、市内小学生を対象に手賀沼船上見学を実施。
	かしわ環境フェスタ 2015	「遊んで学ぼう！エコのこと」をテーマに、体験型ブース、エコカー展示、ステージイベント、エコスタンブラリー等、子供から大人まで楽しみながら学ぶことができる環境イベントを開催。
勝 浦 市	環境学習会	「キョンについて知ろう！」をテーマにキョンに対する効果的な対策などについて講演会を実施。 参加人数：31 人。 予算：30 千円

市町村名	名 称	内 容
市 原 市	市原市環境学習基本方針	H20年2月策定。環境学習の推進に向けて「環境を自らの課題としてとらえ、その解決に向けて行動できる人づくり」を目指す。
	エコフェアいちはら	環境のつきの主事業として各種団体による環境保全活動の展示・実演、フリーマーケット等を行う。来場者6,000人、予算1,268千円
	自然観察会	いちはら自然教室(24)、巨木めぐり(29)、昆虫教室(18)、水辺の観察会(12)、野鳥観察会(23)、予算93千円 ※ ()内は参加人数
	環境保全推進絵手紙展	環境をテーマにした絵手紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。H27年度応募総数2,969通、予算213千円
	市原市子ども環境フォーラム	H27年12月1日・H28年2月2日開催。小学校2校参加。予算164千円
	Eco・Lab・Ichihara	体験型の環境学習。H27年度は太陽熱を利用して料理。予算0円
流 山 市	市民環境講座	市民環境講座：4回実施。参加人数339人。 市民出前講座：3回実施。参加人数236人。
八 千 代 市	子ども環境教室	小学校3～6年生を対象に自然の仕組みや尊さを学ぶため、実際の体験を含めた学習を行った。参加者37名(H27年7月31日実施)
	企画展「八千代の谷津・里山の恵み～昔・今・これから～」	八千代市に残る緑豊かな自然、暮らしや環境の変化を紹介し、郷土の素晴らしさについて展示(H27年10月6日～11月29日実施) 来場者4,763名
	里山楽校	H23年度から開催。受講者12名。市内の里山において、チェンソーの安全講習や竹林整備に必要な技術や知識などを学んだ。
	やちよ里山シンポジウム	H27年11月15日開催。75名参加。里山の生き物に関する講演会を開催し、保全活動や生物多様性について学び考えた。
	ごみ減量学習会(小学校・自治会)	市内小学校15校及び自治会9団体においてごみ減量や適正分別に関する学習会を開催した。職員が講師となつて行うため、特段の予算措置はおこなっていない。参加人数1,520人
我 孫 子 市	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、おもに市内小学校高学年を対象に実施している。(H27年度は283人が参加。)
	夏休みの環境学習	夏休み期間中、小学生を対象に様々な環境学習会を実施。(H27年度は4回実施、参加者61人。)
鴨 川 市	学校花壇コンクール	市内小中学校の児童・生徒が整備した花壇を対象に花壇コンクールを実施。H27年度は小中学校11校が対象。
	施設見学会	市内小学生のごみ処理施設、し尿処理施設の見学会。
鎌 ヶ 谷 市	環境講座等	環境保全啓発事業として、自然観察会、工作教室、展示会等を実施。H27年度は16回(内、子ども環境講座は3回)実施。延べ参加人数380人。
	講師派遣事業	市職員を講師に、地球温暖化防止や水質保全に関する環境学習会をH27年6月11日実施。参加人数8人。
	第7回かまがや環境フェア	市民・事業者・市が協働で生活環境・自然環境・地球環境理解を深め、行動することを目的に、ワークショップ、かまがや緑のカーテンコンテスト総選挙、環境保全団体等によるパネル展示を実施。来場者は約300人。
	エコフェスタ鎌ヶ谷2015	市民・事業者・市が協働して、地球環境問題について考えるきっかけを提供することで、市民1人1人が自発的・主体的に行動できることを目的に、記念講演、エコビンゴ、環境保全団体等によるパネル展示、ごみ分別講座等を実施。来場者は約2,000人
君 津 市	消費生活展	リサイクル推進ポスター展、小型家電リサイクル、可燃ごみの組成分析結果
	エコスクール認定事業	H18年4月から実施 市内の小中学校で君津市環境マネジメントシステムに準じた取り組みとして、環境方針を定め、行動内容・役割分担などを計画することで、PDCAサイクルを構築し、学校の自主的な環境配慮の取り組みを奨励する。
富 津 市	エコスクール	環境についての学習会
浦 安 市	環境フェア	市民に環境問題を身近なものに感じていただくための啓発を目的とし、一人ひとりが自発的に環境保全活動に取り組む機会となるよう啓発を行う。
	環境ポスター展	市内小・中学生を対象に、環境全般に関するポスターの募集及び展示をする。 <H27年度実績> 出展数 416点
	環境学習	市民の環境問題などについての意識を高め、自ら進んで環境に配慮した行動を学んでいくための環境学習関連講座を行う。(環境学習、自然体験講座など)
	環境学習基本方針	H22年3月策定。家庭や地域、市民活動団体、学校、事業者、行政の連携と協働のもとで、環境学習に対する意識を高め、環境に配慮した行動の推進を図るための考え方と方向性を示すことを目的とする。
袖 ヶ 浦 市	環境学習講座	第1回：12月5日、第2回：12月14日、第3回：1月16日、第4回：1月23日、参加者合計：77人
	自然散策会	春の自然散策会：5月14日、秋の自然散策会：11月7日 参加者合計：28人
	環境啓発活動	主催：第28回市民会館まつり実行委員会 開催日：H27年10月31日(土) 開催場所：第28回市民会館まつり 入場者数：6,488人 実施内容：緑のカーテンコンテストの結果、環境学習講座等の案内、環境啓発物品の配布、資源回収など
印 西 市	いんざい自然探訪	市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。H27年度：5回開催、参加人数122名
	環境フェスタ	環境月間に合わせイベントを開催し、環境団体や企業がブースを設け、ごみ減量や環境保全に関する啓発を行う。13団体参加。
	印西市3R推進シンポジウム	3R推進月間に合わせ、「ゴミ問題を考える」をテーマに講演会を開催。来場者数236名

市町村名	名 称	内 容
白 井 市	第14回環境フォーラム	H28年2月27日開催テーマ:「自らの手で守ろうふるさと白井の自然と環境」内容:事例発表、クイズ大会。 H27参加人数:121人、H28予算額:104千円
	ごみ処理・リサイクル施設見学会	・ごみ処理施設及びリサイクル中間処理施設の見学会を開催することにより、ごみ減量化・資源化に対する市民意識の高揚を図る。
富 里 市	クリーンセンター見学会	市クリーンセンターの施設を見学する。(随時実施)
	環境美化ポスター展	小学校5年生を対象に環境美化に関するポスターの募集と展示を行う。
	夏休みちびっ子リサイクルセミナー	小学校4~6年生を対象に環境学習を通じてリサイクルの知識の習得を図る。
南 房 総 市	市民環境学習会	一般市民や事業者を対象に、身近な環境問題について市民が参加しやすい休日を利用し、学習会を実施。 (H27年度 H28.2.6開催、参加者25人)
	学校環境学習会	小・中学校に千葉県環境学習アドバイザー等の講師を派遣し、環境学習を行っている。 (H27年度 4校、参加者268人)
	環境ポスターコンテスト	市内小学4~6年生を対象に環境ポスターを募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に啓発・推進を行う。入賞作品は、市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。 (H27年度 応募数643点)
	環境標語コンテスト	中学生以上の市民等を対象に環境標語を募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に推進・啓発を行う。入賞作品は市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。 (H27年度 応募数673点)
香 取 市	香取市環境フォーラム2015	H27年6月28日(日) テーマ:市民・事業者・市 今それぞれができること 内容:基調講演:今、どのように廃棄物・リサイクルを問うのか 事例発表:事業者・市民の視点から廃棄物問題について考える 同時開催イベント:環境川柳・環境パネル展修正 参加人数:60人 予算額:10千円
	自然観察会	H27年5月24日(日)・10月25日(日) 参加人数:34人 予算額:32千円
	ホテル観察会	H27年7月3日(金)※雨天中止 参加人数:45人(応募) 予算額:11千円
栄 町	ごみの分別講習会	住民の方に家庭ごみを適正に分別して頂くために町内会・自治会・イベント等に出向きごみの分別講習会を実施。町内会等 5箇所 約250人、イベント 2箇所 約500人
多 古 町	家庭教育学級内での環境学習	年1回、こども園の園児を対象に環境学習を実施。クイズやストップザ温暖化体操を行い環境について学ぶ。
	イベントにおける中学生のごみ分別活動	あじさい祭において、中学生によるゴミ分別隊を組織し、分別方法を学びながら、会場内のゴミの収集を行う。

セ 環境保全活動への助成

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地域環境保全自主活動事業補助	市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、予算の範囲内で、対象経費からそれに対する参加費等を控除した額の1/2(上限10万円)を補助する。
	低公害車導入補助事業	H4年4月1日から実施。ごみ収集事業者、貨物・旅客運送事業者などを対象に、天然ガス・ハイブリッドのトラック・バスなどの低公害車の導入費用の一部を補助する。
銚 子 市	環境保全活動費補助	市民等で構成する団体が行う環境保全活動に要する経費の一部を補助する。(H20年3月3日制定)
	地域環境保全活動支援	産業廃棄物の不法投棄防止活動を実施している自主警備団に対し支援を行う。(H12年10月制定)
市 川 市	環境活動団体支援事業	市川市内の環境活動団体の自発的な環境活動を推進するため、登録団体に対し、教材の貸出、環境情報の提供等の支援を行っている。 <H27年度末> 登録団体数 36団体
	雨水貯留浸透施設設置助成事業	地下水涵養、水資源の有効利用のため、雨水小型貯留施設(雨桶取付型、浄化槽転用型)、雨水浸透施設(浸透樹、トレンチ)を設置する市民に助成を行っている。 <H27年度実績> 助成件数 貯留施設 8件 浸透施設 1件
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し補助を行うもので、一基あたりの補助金額は756千円を限度としている。 <H27年度実績>補助設置基数 9基
船 橋 市	雨水浸透ます等設置事業補助金	雨水の流出抑制と健全な水循環の再生を図るため、船橋市内の住宅等の敷地に雨水貯留浸透施設等の設置又は工事を行うものに対し、雨水浸透ます等設置事業補助金を交付するものである。昭和63年4月1日制定。
館 山 市	自然環境保全活動団体支援事業	市内において、環境保全活動(環境保全、動植物の保護・観察・研究等)を行っている団体に対し補助金を交付
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全事業	市民が盤洲干潟の自然とふれあえるよう、またその保全意識を高めることができるよう自然環境保護団体の活動に対し補助金を交付する。
松 戸 市	松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額320千円 (H27年度 62町会 32,214世帯)
	水質浄化活動団体等に対する助成金	市内河川の水質浄化活動(周辺美化も含む)を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数20名以上(助成金は経費の1/2以内で5万円を限度とする)補助金額600千円(H27年度12団体)

市町村名	名 称	内 容
野 田 市	野田市環境美化負担金	街の環境浄化を図るため、不法投棄物清掃、下水清掃及び市道等の雑草除去を行ったものに対し、環境美化負担金を交付する。一人あたり 250 円、使用車両 1 台につき 500 円。
茂 原 市	容器包装廃棄物等回収報償金事業	自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及び P T A が行う資源ごみ回収事業に対し、報償金を交付。
成 田 市	地域環境啓発事業助成金	なりた環境ネットワークの会員が行う環境保全活動、環境学習活動、アダプト制度等への助成・支援として、5 万円を限度に学習用具・清掃用具等の提供を行う。
	じんかい集積所設置費補助金	じんかい集積所等の設置を奨励するため、集積所の新設及び改修、資源物回収所の新設及び改修、移動集積カゴの設置に対し区・自治会等に補助金を交付する。
旭 市	きれいな旭をつくる会補助事業	きれいな旭をつくる運動を推進するため、環境美化活動を推進する地区への助成を行う。
柏 市	柏市民公益活動補助制度	・柏市民公益活動育成補助金 市内に事務所があり、主として市内で市民公益活動を行う設立 5 年未満の市民公益活動団体が自主的・自発的な活動を行うための財政的支援の手段として補助金を交付。 活動事業費の 9/10 の補助割合で上限 20 万円。 ・柏市民公益活動支援補助金 主として市内で市民公益活動を行う設立 3 年以上の市民公益活動団体に、自身の団体への基金に積み立てられた寄附金額が 1 千円以上であれば積み立てられた寄附金額を上限に補助。
	環境ポスター・標語の表彰	市内小中学校の児童生徒（ポスター・標語）や市民等（標語）から作品を募集し、優れた作品を表彰、紹介することにより、広く環境保全の意識高揚を図る。
市 原 市	3 R 推進月間ポスター表彰	3 R 推進月間（10 月）にあわせ、市内小中学校を対象にごみの減量化とリサイクルをテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰している。
	清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を進呈する。
我 孫 子 市	我孫子市雨水貯留タンク設置補助金	市内に所有する家屋等（建築物）の敷地に、150 リットル以上の雨水貯留タンク（雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減効果施設。）を設置しようとする者に補助。補助額：1 基 30,000 円（2 基以上 50,000 円）を限度。
鴨 川 市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。
	ごみ集積施設整備事業補助金	地域で設置するごみ集積施設に要する費用の一部を補助することにより、環境美化と衛生的な処理の普及を図る。（1 施設につき購入費の 1/2 の額。上限 25,000 円）
鎌 ヶ 谷 市	ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体への支援	H17 年 9 月 30 日制定。市の推進団体としての登録を行った市内の道路等の清掃活動等を行っている団体へ清掃用具等を貸与している。
	ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体表彰	H17 年 9 月 30 日制定。市内の道路等の清掃活動等を行っている団体及び個人に対し、実績（未成年団体は 1 年、成人団体及び個人は 3 年）に応じて表彰し、快適なまちづくりを推進する。
富 津 市	環境美化事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内の団体に補助金を交付する。
浦 安 市	三番瀬を保全する市民の活動への支援	市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦やミニクリーンアップに対して支援を行う。
四 街 道 市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。被表彰者：個人・団体 10 名以内
	小規模雨水利用設備設置補助事業	雨水の有効利用を推進するため、自らが居住する住宅に小規模雨水利用設備を購入し、設置した市民に対し補助金を交付する。
富 里 市	不用品集積所設置補助金	不用品集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の 1/3 の額 上限 18,000 円/1カ所
南 房 総 市	ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する市内の行政区に対し、補助金を交付。1 施設につき事業に要する経費の 1/2 以内とし、25,000 円を限度。
	環境美化活動推進事業の補助	H22 年 7 月制定。市の環境保全のため、市内の行政区又は地区で行う環境美化、景観美化、衛生環境美化に関する活動に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。 区域の世帯数に 200 円を乗じ、行政区に対しては上限 50,000 円、地区に対しては上限 500,000 円とする。
香 取 市	香取市環境保全活動ネットワーク事業補助金	市内で活動する環境保全団体の連携を促進し環境保全活動のネットワーク化を図る。 対象団体：かとり市民環境ネットワーク等 補助金額：1/2 最大 100,000 円
	香取市河川環境保全事業補助金	黒部川地域の豊かな自然環境を保全し、ふるさとの川として次代に継承するため、補助金を交付する。 対象団体：黒部川をふるさとの川にする会 補助金額：1,000,000 円
山 武 市	不法投棄防止活動団体支援事業	環境活動に要する経費、パトロール車の維持に要する経費などに対し補助金を交付する。（1/2 以内。20 万円を限度）
栄 町	ごみ集積所設置助成金	地域で設置するごみ集積所の設置、改築又は修繕に要する費用の一部を助成することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。1 集積所の費用の 1/2 の額 上限 4 万円
東 庄 町	不法投棄廃棄物処理費補助金	地域の環境衛生を図るため、不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された処理経費に対し、補助金を交付する。不燃物置場を設置している区が対象。
	環境衛生改善施設費補助金	地域の環境衛生を図るため、町民が共同で管理する環境衛生改善施設に対し補助金を交付する。
横 芝 光 町	資源ごみ集積所施設整備事業	地域で発生する資源ごみの適正な管理、環境保全を図るため、資源ごみ集積所施設の整備に対して補助金を交付。補助金額は、整備に係る資材費の全額。（上限、新築 30 万円・増改築 20 万円）
一 宮 町	一宮町海岸環境保護活動補助事業	大塚実海と緑の基金条例第 1 条の趣旨に賛同し、海岸等の環境保護活動を開始しようとする団体又は既に開始している団体に補助金を交付する。
白 子 町	環境美化活動推進事業助成金	町内の環境美化及び水質保全活動を実施している団体に対し助成金を交付。
長 柄 町	不燃物等収集ステーション整備事業補助金	S51 年 1 月 11 日告示 町民の生活環境の向上を図るとともに、町の自然環境保全の推進を図る。 施設の設置に要する経費の 2/3 以内で予算の範囲内

市町村名	名 称	内 容
長 南 町	不法投棄の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
御 宿 町	環境保全推進事業	団体が実施する再資源化に係る有価物回収事業に対し、補助金を交付する。(営利を目的とするものを除く。) 有価物回収重量3円/kg
鋸 南 町	鋸南町ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより、環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する行政区に対し、補助金を交付する。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。

ソ 環境白書作成状況

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉県環境白書	千葉県環境基本条例に基づき、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、年に1回毎年作成。
市 川 市	市川市環境白書	「市川市環境基本条例」に基づき、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の進捗状況、環境施策の動向等を盛り込み作成。H27年度は200部作成。
船 橋 市	環境白書(船橋市の環境)	毎年作成
松 戸 市	環境の現状と対策	
成 田 市	成田市の環境(環境白書)	
佐 倉 市	佐倉市環境白書	
習 志 野 市	データで見る習志野市の環境 習志野市環境白書	毎年作成
柏 市	柏市環境白書	柏市の環境(水質、大気)の状況や、環境政策に係る取組の実績をまとめ、市民・事業者へ毎年公表するもの。
勝 浦 市	勝浦市環境白書	毎年作成
市 原 市	いちはらの環境	S47年12月、市原市初めての環境白書が発行された。毎年、環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめた「いちはらの環境(環境白書)」を発行している。
流 山 市	流山市環境白書	流山市環境基本条例第7条に基づき、毎年度環境保全施策の実施状況を公表。
八 千 代 市	八千代市の環境	H27年版をH28年2月発行
我 孫 子 市	環境年報	毎年作成
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境の概況	環境行政の推進や現状と対策等をまとめた編集冊子。H27年度版をH28年3月発行。
君 津 市	きみつの環境	前年度における環境の現状と対策、新たな環境施策の取組などをまとめている。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦の環境	毎年作成
八 街 市	八街市環境白書	八街市環境行政に係わる、統計等を記載
印 西 市	印西市環境白書	毎年作成
白 井 市	白井市環境白書	
富 里 市	とみさとの環境(環境基本計画年次報告書)	富里市環境基本計画に沿った、市の現状と個別目標に対する進捗状況。
香 取 市	香取市環境基本計画年次報告書 香取市環境対策実施報告書 香取市地球温暖化対策実行計画年次報告書	香取市環境基本計画・香取市地球温暖化対策実行計画に沿った、事業報告並びに各種測定結果

タ その他の取組

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業	H11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道配水管布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
銚 子 市	環境監視員の設置	廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応のため警察官OBを採用し、監視強化を図る。
市 川 市	オオキンケイギク・アレチウリ防除実施計画	H26年3月策定。外来生物法の特定外来生物に指定されているオオキンケイギクとアレチウリ防除計画を策定し、オオキンケイギクとアレチウリの駆除を計画的に行い、市内全域からの根絶を目標とした。
	グリーン購入の推進	グリーン購入を全庁的に推進するため、購入に関する指針と方針を定め取り組んでいる。H27年度は21分類269品目について取り組んだところ、当該品目の平均調達率は98.8%で、概ね目標を達成した。
	環境マネジメントシステムの取組	環境配慮活動の推進及び環境基本計画に基づく各種事業の推進を図るため、H13年10月から環境マネジメントシステムによる取組を実施している。(14年3月から23年2月はISO14001の認証を登録。対象施設は24年度までは本庁等20施設、25年度から全施設に拡大。)
	屋上等緑化助成事業	都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化に対し助成している。<H27年度>補助件数 2件 緑化面積 146.71㎡

市町村名	名 称	内 容
船 橋 市	清掃工場におけるISO14001の取組	地球環境に与える環境負荷を減らし、環境にやさしい清掃工場を目指すものとしてISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーに向けた取組を実践している。
	施設見学バス	ごみ減量施設見学バス（リサちゃん号）の運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。
	不法投棄対策事業	市職員による不法投棄等の監視、パトロールを行なうとともに郵便局・NTT東日本・東京電力・京葉ガス・京葉地区タクシー運営協議会と不法投棄に関する情報提供の覚書を締結し、不法投棄の防止、早期発見を図る。
木 更 津 市	不法投棄監視員	災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄の早期発見、早期処理及び未然防止に努め、市民の快適な環境に資するため不法投棄監視員を配置し、環境保全を推進する。
	まちをきれいにする運動	市民・事業所の協力により、ゴミゼロ運動・矢那川清掃・海岸清掃・河川清掃を計画し、市内散乱ごみ清掃を行っている。
	不法投棄監視システム（監視カメラ）	不法投棄監視システム（監視カメラ）による監視体制を強化し、不法投棄の未然防止に努め住み良い環境づくりを図る。
野 田 市	不法投棄パトロール	廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。
	剪定枝等堆肥化事業	H12年3月31日から廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するため、剪定枝等の資源を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料等の減量等による環境保全型農業を推進する事業
茂 原 市	不法投棄監視員の設置	廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握する為、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等の未然防止と市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。 茂原市不法投棄監視員設置要綱（H2年10月1日施行）
成 田 市	駅前クリーン運動	毎月21日（21日が土・日・祝日の場合はその前日）、商工会議所、各事業所、市職員等により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。 H27年度9回実施、参加人数：1,760人
	緑化推進事業	年2回、自治会等へ花の苗を配布し、緑地に植栽、管理してもらう。
佐 倉 市	不当行為防止指導員	警察官OBを不当行為防止指導員として採用し、不法投棄監視や不法投棄行為者への指導、関係機関との連絡調整等を行っている。
	不法投棄監視員	市民委嘱による不法投棄監視員を市内に配置し、不法投棄の未然防止や早期発見を図っている。
東 金 市	あしたの森育成事業	人と共生する自然である雑木林を未来の子供達に残そうという趣旨で、市民・企業と協働してH15年3月に植樹を行った。その後は草刈りや散策の整備などを続けている。
	不法投棄監視員の設置	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 「東金市不法投棄監視員設置要綱」（H6年3月30日）
旭 市	不法投棄監視員の設置	市内における廃棄物、土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 「旭市不法投棄監視員設置要綱」H18年4月1日制定。
柏 市	かしわ環境ステーションの運営	H17年10月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として運営。
	柏市環境管理システム（KEMS）の運用	H20年4月から市内全施設を適用範囲とした独自の環境管理システム（KEMS：Kashiwa Environmental Management System）を構築し、運用を開始した。主な特徴として、文書管理の簡略化、市民・事業者による外部監査の実施などが挙げられる。
勝 浦 市	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を市内各所に設置することにより、自然環境を破壊する恐れのある不法投棄の早期発見、未然防止に努める。
	一日清掃	市内各地区で年6回行なわれる清掃活動を助成
	不法投棄監視カメラの設置	H25年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。
	クリーンキャンペーン in 南房総	H11年度から実施。毎年7月、市民、各事業所・団体、市職員で、海岸及び周辺のごみ拾いや清掃を実施。
市 原 市	不法投棄専任監視員の設置	H8年度から設置。現在2名。廃棄物・残土の不法投棄監視や不法投棄行為者の指導、警察関係機関との連絡調整等を行っている。
	不法投棄監視委員制度	H元年から開始。市と地域住民が協力して快適な生活環境を保全することを目的とし、不法投棄の未然防止・早期発見に資するため設置。
	不法投棄監視カメラの設置	H12年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。
	環境美化推進員の設置	H9年度から設置。環境美化重点区域であるJR3駅周辺に各2名。各区域において、ポイ捨て行為防止の啓発、ポイ捨て状況の調査、美化活動を行っている。
	ベリカン号による JR3 駅及び主要道路のポイ捨てごみの清掃	H8年度から実施。「ベリカン号（軽貨物自動車）」により、環境美化重点区域である JR3 駅周辺及び主要道路において、ポイ捨て行為防止を啓発しながら、ポイ捨てごみの清掃を行っている。
	市原市まち美化サポートプログラムの推進	H17年度から実施。市と市民の協働による環境美化を推進するため、双方で合意書を締結し、市民又は市民を含むボランティア団体は、年4回以上のポイ捨てごみ等の清掃活動を継続的にを行い、市は清掃用具の支給又は貸与や集積したごみの回収を行っている。
	ポイ捨て防止キャンペーン	H9年度から実施。現在は環境美化重点区域である JR3 駅で、年2回、職員および環境美化推進員、事業者等が啓発物資を配布してポイ捨て防止を呼びかけている。
流 山 市	エコアクション21	H21年3月31日にエコアクション21を認証取得。
	路上喫煙及びポイ捨て防止等キャンペーン	路上喫煙及びポイ捨て及び飼主による犬のふんの放置などを防止するキャンペーンを実施。延べ14日間。H26年4月から犬フン及び犬尿の放置防止のためにイエローカード事業を行っている。
	まちをきれいに志隊事業	「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、きれいなまちづくりの推進を図るため、市民ボランティアによる「まちをきれいに志隊」をH24年9月に発足し、清掃活動などにより地域の環境保全に努めている。
八 千 代 市	不法投棄連絡員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄等の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するために、不法投棄連絡員制度を設置することにより、市民の快適な生活環境の保全に資する。八千代市不法投棄連絡員制度設置規定（H4年10月1日制定）
	ポイ捨て防止ポスターの募集・展示	小学校4年生から6年生を対象に環境美化等に関心を持っていただくため、「ポイ捨て防止ポスター」を募集、市内のショッピングセンター等で展示し、描いてくれた児童のみならず、観覧してくれた市民の皆さんにも環境美化に関心を持っていただく。

市町村名	名 称	内 容
我 孫 子 市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
	路上喫煙防止対策事業	清潔で安全かつ快適な生活環境の確保を目的とするもの。 H17年4月から条例改正を行い、道路などの公共の場所での喫煙を禁止、同年7月から警察OBなどからなる環境安全指導員が駅周辺を中心に違反者に対し口頭指導や過料徴収を行っている。
鴨 川 市	不法投棄監視員制度 ごみゼロ運動	廃棄物等の不法投棄を未然に防止するため、市内各地区へ監視員を設置する。 市内全域にて市民・団体等によるボランティア清掃。
鎌 ヶ 谷 市	ごみゼロ運動	毎年、関東甲信越静の1都10県で「ごみゼロデー」と定める5月30日に一番近い日曜日に、自治会などが中心となって、市内全域の道路に散乱する空きビン、空き缶などを清掃する。
君 津 市	不法投棄監視員の設置	市内の各地域における廃棄物の不法投棄及び土砂等による埋立ての現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市不法投棄監視員設置要綱 H2年10月1日制定
	環境監視員の設置	市内における廃棄物の不法投棄や土砂等による埋立ての現状の把握、特定建設作業の届出の確認、野焼きの指導など、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市環境監視員設置要綱 H15年4月1日制定
	君津市散乱ごみ一掃クリーン作戦	市内全域にて市民総参加によるごみ一掃クリーン作戦を5月に実施
富 津 市	不法投棄監視員制度	廃棄物の不法投棄等の状況を把握し、不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境を保全する。
	環境監視指導員の設置	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生並びに廃棄物の不法投棄を早期に発見することにより市民の生活環境を保全する。
浦 安 市	あき地の草刈り指導	浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例。
	総合体育館E S C O事業	市の率先行動として、総合体育館において、C G Sを活用したE S C O事業を実施。
四 街 道 市	不法投棄監視員制度	市内における土砂等の不法投棄等を未然防止・早期発見のため、監視員による監視活動を実施し、快適な生活環境の保全に資する。
袖 ヶ 浦 市	環境美化推進員の設置	散乱ごみの状況調査やポイ捨て防止の啓発活動を行い、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進する。
	不法投棄監視員の設置	地域内における廃棄物等の不法投棄等を市に通報すること。
八 街 市	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
印 西 市	クリーン印西推進運動	月1回、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行う。
	不法投棄防止対策事業	市職員による夜間パトロール、不法投棄監視員による監視活動、広報を利用した不法投棄に関する情報提供・不法投棄対策の呼びかけ・意識啓発、不法投棄防止看板の貸与等を実施。
白 井 市	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
	生活環境指導員	市内各地域における廃棄物の排出指導及び不法投棄の現状を把握するために、生活環境指導員を設置。
富 里 市	アダプトプログラム（里親制度）	一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア（「里親」）によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度をH14年4月1日に導入。
	不法投棄監視員	市内の不法投棄等の現状を把握するため、20歳以上の市民の中から不法投棄監視員を委嘱する。H3年から実施。
南 房 総 市	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
	海岸清掃	市内各地域で住民・ボランティア等による海岸清掃を実施。
匝 瑛 市	不法投棄監視事業	不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視員による監視活動を行う。 「匝瑛市不法投棄監視員規則」（H18年4月24日）
	空き地の草刈指導	匝瑛市まちをきれいにする条例に基づく、雑草等の繁茂する空き地等の所有者に対する草刈指導通知。
香 取 市	不法投棄監視員の設置	30名の監視員により、不法投棄等の未然防止を図る。 「香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱」（H18年3月27日）
	ペットボトルキャップ回収運動	市民や市内小中学校、幼稚園の生徒によるペットボトル回収運動の実施を通し、リサイクル意識の向上と、資源化に係る費用の削減を図る。
山 武 市	環境監視員設置事業	廃棄物の不法投棄を未然に防ぎ、市民の生活環境の保全に資する。
い す み 市	不法投棄監視員制度	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境を確保する。
大 網 白 里 市	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員20名を各地に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。
酒 々 井 町	不法投棄監視員の設置	廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
栄 町	空地の繁茂対策事業	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、雑草等が繁茂する空き地の所有者等に対し適正に管理を行うよう指導を行った。
多 古 町	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
東 庄 町	不法投棄監視員設置	不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に資する。
九 十 九 里 町	環境指導員の設置	町内における廃棄物の不法投棄及び野焼きの現状を的確に把握するため、環境指導員を設置することにより、地域環境及び自然環境の破壊のおそれがある不法投棄及び野焼きを未然に防止し、町民の快適な生活環境を保全することを目的とする。 「九十九里町環境指導員設置要綱」、H2年4月1日制定（H27年3月25日全部改正）
芝 山 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
横 芝 光 町	町内一日清掃	行政区ごとに年2回、捨てられた缶・ビン・粗大ごみ等の回収や草刈りを行う。
	空地の雑草等の除去に関する条例	雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。
	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するために不法投棄監視員22名を町内各地区に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。
一 宮 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員が各地区のパトロールを実施する。

市町村名	名 称	内 容
睦 沢 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の監視員 16 名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破損のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
長 生 村	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資する。 (H3 年 11 月 1 日制定)
	環境美化推進員の設置	美しく住みよい環境づくりをめざし、住民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。 (H10 年 3 月 16 日制定)
白 子 町	美しいまちづくり推進事業	白子町シルバー人材センターに委託し、定期的に町内道路等の不法投棄物収集及び清掃作業を実施。
長 柄 町	不法投棄監視員等設置	町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生および自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設け環境行政の効果的な推進を図り、もって町民の生活環境の保全に資することを目的とする。
長 南 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。
御 宿 町	古紙回収	町全戸対象の古紙回収（週 1 回）、町協力団体による古紙の回収。（月 1 回）